

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 入札説明書

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
					金利固定時期の見直しを行っており、これに係る質問回答は後日公表いたします。	
12	6	(3)	—	事業期間	(3)事業期間として、「事業契約締結の日の翌日から・・・」とされているのに対して、事業契約書（案）第1条の18において、事業期間は「本契約の締結日から・・・」と定義づけられております。齟齬が生じておりますので、修正をお願いします。	事業期間は、「事業契約締結の日の翌日から」とします。
22	6	(4)	才	建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務（建築確認申請業務等）	入札公告P43 工事監理業務は、.....山下設計・リチャードロジャース設計共同体（.....）に委託すること。入札説明書P20(3)各種申請等の業務に関する事項選定事業者は、.....建築確認申請を行い、当該確認を受けなければならない。以上のような記述があるが、選定事業者グループ内の「許認可業務等」を担当する者を、山下設計・リチャードロジャース設計共同体の協同設計者とすることは可能か。	許認可業務等を担当する者が本件事業の設計者となることは不可能です。許認可業務等を担当する者を山下設計・リチャードロジャース設計共同体とすることは可能です。
32	6	(4)	カ	VE提案に基づく設計変更及びその関連業務（VE提案を行った場合）	入札公告P43 工事監理業務は、.....山下設計・リチャードロジャース設計共同体（.....）に委託すること。入札説明書P18 設計変更時選定事業者は、.....設計図書P52 事業者は、.....設計図書の変更を設計者に行わせるものとする。以上のような記述があるが、選定事業者グループ内の「許認可業務」を担当する者を、山下設計・リチャードロジャース設計共同体の協同設計者とすることは可能か。	許認可業務等を担当する者が本件事業の設計者となることは不可能です。許認可業務等を担当する者を山下設計・リチャードロジャース設計共同体とすることは可能です。
43	6	(6)	—	スケジュール	施設の建設期間がH17.2.28迄であるならば、施設の引渡日をH17.2.28とすることは可能でしょうか。	引渡日は、「平成17年3月31日」とします。
56	7	(3)	イ	入札説明書及び協力会社の資格等要件	「イ 業務を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。」について具体的な事例で質問します。例えば、「昇降機設備の法定点検を行う昇降機検査資格者」について、様式2に記載する協力会社の社員である必要がありますか。それとも、協力会社の下請け会社として実際に昇降機のメンテナンスを行う会社の社員でもよいですか。後者の場合でもよいのであれば、下請け会社の昇降機検査資格者の資格証明書を提出することでよいですか。	「昇降機設備の法定点検を行う昇降機検査資格者」については、下請け会社の者でも構いません。ただし、当該資格者の証明書を提出してください。
66	8	(1)	—	競争参加資格等の確認等	競争参加資格の有無を確認する日（基準日）はいつですか？	競争参加資格確認申請書提出期限である平成15年2月21日を基準日とします。
76	8	(1)		提出書類	廃棄物処理業務を維持管理会社が別途協力会社へ委託する場合において、競争参加資格を証する書類として協力会社の資格を証する書類の提出は必要となりますか。	一般廃棄物処理業務を担当する社は、下請け会社でも構いません。ただし、当該業務を実施するのに必要な資格を証する書類を提出してください。産業廃棄物処理業務については、排出事業者である大学と関係自治体より産業廃棄物収集運搬許可証を取得している産業廃棄物処理業者（選定事業者が確保すること）が委託契約を締結するとともに、立会いや管理票交付の代行などの管理業務を選定事業者に委託することを想定しているため、選定事業者が確保した産業廃棄物処理業者が取得している産業廃棄物収集運搬許可証の写しを提出してください。
89	11	(3)		委任状(様式18)代理人 委任状(様式19)復代理人	委任状として、代理人が入札する場合（様式18）と復代理人が入札する場合（様式19）が用意されておりますが、本事業における代理人と復代理人の定義及び差異を明示ください。	入札参加者の代表者から委任された者を代理人といい、さらにその代理人から委任された者を復代理人といたします。
913	18	-	-	基本協定の締結	落札者が基本協定を締結しない場合に、違約金発生の可能性が示されておりますが、具体的にどのようなケースにおいて違約金が請求されるのか例示ください。	代表企業の方針変更等が考えられます。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 入札説明書

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答	
10	13	18	-	-	基本協定の締結	「違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。」とありますが、どのような場合に請求することを想定されていますか。落札者に正当な事由があり基本協定を締結できない場合、違約金は請求されないとの理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。ただし、大学が落札者に正当な事由があると認める場合とします。
11	14	22	(1)	-	事業契約の締結	事業契約締結までの期間が2ヶ月以内と短いと思われませんが、期間延長は可能でしょうか？	不可能です。
12	14	22	(3)	-	事業契約の締結	軽微な事項の軽微な範囲をお示ください	1円未満の端数等の取扱い程度と考えております。
13	14	22	(4)	-	事業契約の締結	「違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。」とありますが、どのような場合に請求することを想定されていますか。事業者に正当な事由があり、事業契約を締結できない場合、違約金は請求されないとの理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。ただし、大学が事業者に正当な事由があると認める場合とします。
14	14	23	-	-	支払条件等	大学は、財政法第15条第1項に規定する国庫債務負担行為により、（中略）支払う。とありますが、本規定は「国立大学」が支払うことを担保しているものであり、「独立行政法人」に移行した後の支払は担保されないということでしょうか。	別紙（国立大学法人化に係る回答）のとおりです。
15	17	29	(1)	-	基本的考え方	「29 大学と選定事業者の責任分担」において「施設の建設並びに維持管理の責任は選定事業者が負う」とあります。選定事業者の定義についてですが、選定事業者とは入札に参加した各社を意味するのではなく、入札参加者が設立する特別目的会社を意味すると理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
16	17	31	(2)	-	事業期間中の選定事業者と大学の関わり	国立大学の法人化に伴う今回のPFI事業への影響度をお示ください	別紙（国立大学法人化に係る回答）のとおりです。
17	17	31	(2)	-	事業期間中の選定事業者と大学の関わり	平成16年度をめどに実施が予定されている国立大学の独立行政法人化に伴い、大学と選定事業者間の契約関係ならびに選定事業者が大学に対して有する施設整備費等の金銭債権の保全について、どのように処理されるのかについて、お示ください。（独立行政法人化に伴う諸々のリスクについては、大学もしくは国側に明確に処理していただきたいと考えます。）	別紙（国立大学法人化に係る回答）のとおりです。
18	17	31	(2)	-	事業期間中の選定事業者と大学の関わり	国立大学の法人化については、目安は記載されていますが、法人化された場合の事業契約の継続、変更手続きなどの具体的記載がありませんが、現時手での考えをお示し下さい。民間事業者によっては、プロジェクトファイナンス組成上、事業権契約がどう引き継がれるかが大きな課題となります。	別紙（国立大学法人化に係る回答）のとおりです。
19	17	31	(2)	-	事業期間中の選定事業者と大学の関わり	国立大学の独立行政法人化に際する諸問題（サービス対価の支払担保、文部科学省の保証の有無等）が依然明確化されておりません。早期に指針をお示し頂きたいと考えます。	別紙（国立大学法人化に係る回答）のとおりです。
20	18	31	(4)	-	維持管理業務のモレ割	モレ割に要する費用のうち、事業者が発生する費用をお示ください	入札説明書等に明記されている提出書類作成費用等です。
21	18	31	(6)	-	土地の使用等	敷地は建設期間中無償で使用することができますが、維持管理期間中の維持管理に必要な諸室（中央監視室・防災ハク・備品倉庫等）の扱いをお示ください	無償で使用することができることとします。
22	18	32	(1)	-	工事監理業務に関する事項	資金収支計画に必要となりますので、工事監理費の事業者から設計者への支払条件をご教示下さい。また、入札説明書に提示している工事監理費には、設計者の経費等も含まれていると理解してよろしいですか。	支払条件は特別目的会社と設計者との間で協議し決定することとします。入札説明書に提示している工事監理費には、設計者の経費等も含まれています。
23	18	32	(1)	-	工事監理業務に関する事項	工事管理費に関する大学からSPCへの支払は割賦料としてなされることですが、SPCから工事監理会社への支払時期をご教示いただけますでしょうか。	支払条件は特別目的会社と設計者との間で協議し決定することとします。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 入札説明書

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答	
24	19	32	(2)	イ	選定事業者において実施する埋蔵文化財発掘調査	選定事業者が必要な場合行う埋蔵文化財発掘調査（別紙2の範囲3）のリスク分担についてはどのようにお考えですか。	事業者のリスクにて調査して下さい。
25	20	32	(3)	-	各種申請等の業務に関する事項	現設計における確認申請は仕様規定（令107条）によるルートAと考えてよろしいですが、または性能規定（令108条の3）によるルートB又はルートCを考慮する必要があるのでしょうか。ご教示ください。	計画通知において構造部分も審査対象としてルートAにて現在提出しております。
26	20	32	(3)	-	各種申請等の業務に関する事項	既に計画通知書を提出された意図は何ですか。また、確認申請図書を作成するために提出済みの申請図書のデータ等必要な資料は利用させて頂けますか。	大学の設計リスク軽減のためです。なお、必要な資料の利用は可能です。
27	20	33	-	-	その他	大学暦を教えてください。	大学のホームページをご欄下さい。
28	21	33	(3)	-	その他	入札後、入札説明書等が変更になった場合、異議の申立てについての扱いをお示しください	入札後から事業契約締結までは入札説明書等の変更は予定しておりません。事業契約締結後は事業契約書による。
29	全体	-	-	-	入札説明書および添付資料全体	提示された資料間に食い違いが見られた場合、優先順位はどのようになりますか。	事業契約書（案）第2章第2条2のとおりとします。
30	別紙1	-	-	ア	割賦料の算定方法	“割賦手数料は14年間の元利均等返済方式によって算出される金利”との記載がありますが、この記述通りに利息を計算すると14年分の利息を大学から頂戴することになります。一方で、実際の維持管理期間は13年間です。つきましては、現在の記述内容では解釈によっては割賦元本及び割賦金利が同一であっても割賦料が異なってくる可能性があると思われまますので、具体的な数値を用いて（例えば、割賦元本100億円・割賦金利4%と仮定して）割賦料の算定方法及び計算結果（各回割賦料の金額）をご教示いただけないでしょうか。	実際の金利計算は13年間の金利となり、且つ14年間の元利均等支払額を初年度については1回で支払うこととなります。従って、初回の支払額については、回帰計算が必要となります。具体的な計算の方法については、別途EXCELシートに参考として計算方法を示します。なお、このEXCELシートはあくまで参考として示すものであり、シートの使用については入札参加者の責任において行って下さい。
31	別紙1	-	-	ア	割賦料の算定方法	「割賦手数料は、施設の引渡日以降発生するものとする。」とありますが、第1回目の割賦料（建設に係る対価の14分の1に相当する額）は、引渡日に請求書を提出することから割賦手数料は含めないとの解釈でよろしいでしょうか。その場合、第2回目の割賦料以降が元利均等払いになるとの理解でよろしいですか。また、工期短縮提案をした場合の割賦手数料の発生に対する考え方をご教示下さい。	割賦手数料についてご質問のとおりです。工期短縮については、引渡日以降に割賦金利が発生するものとなります。
32	別紙1	-	-	イ	委託料の算定方法	委託料は事業者提案に基づくものであり、事業期間に亘り平準化する必要は無いとの理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
33	別紙1	-	-	イ	委託料の算定方法	委託料の内訳項目として「特別目的会社の利益及び運営費」とありますが、同費用を割賦料に含めることは不可との理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
34	別紙3	-	-	-	計画通知に伴う協議・申請等の状況	選定事業者が行う手続欄に記載無きものは考慮しなくてよろしいでしょうか。もし予想され得る各種協議の種類があればお示しください。	別紙3下部注釈書のとおりであり、記載の有無及び記載内容に関わらず必要な手続きを行って下さい。
35	別紙3	-	-	-	計画通知に伴う協議・申請等の状況	未完の協議並びに事業契約後開始する官庁協議の遅延に伴う事業者のリスク分担範囲をお示しください。	別紙3において未完の協議については事業契約締結までに大学において行う予定です。また、事業契約締結後の官庁協議に関しては事業者のリスクとします。
36	別紙3	-	-	-	計画通知に伴う協議・申請等の状況	建築確認申請において性能規定による審査（Bルート）を想定されていますか。ex.階避難安全検証法及び全館避難安全検証法などまた、建築確認申請以外に構造評定性能規定による大臣認定（Cルート）を想定されていますか。ex.階避難安全検証法及び全館避難安全検証法など	全て想定しておりません。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 事業契約書（案）

ページ	章	条	項	項目	質問	回答	
1	前文	-	-	-	発注者	<p>“国立大学が法人化された場合は、本事業契約の発注者の名義を変更する予定である”との記載がありますが、具体的にはどのように変更されるのでしょうか。</p> <p>また、実施方針に記載されております“文部科学大臣から政策研究大学院大学長への委任行為”については、の変更にかかわらず、何ら変更はないと理解して宜しいのでしょうか。（大学側の債務負担に関する責任は文部科学省にあると理解して宜しいでしょうか。=&gt;この点は、資金調達観点から、非常に重要なポイントとなります。仮に国の責任でお支払いいただけないとなった場合、資金調達に支障を来す恐れがあります。）</p>	別紙（国立大学法人化に係る回答）のとおりです。
2	前文	-	-	-	発注者	<p>発注者について、平成14年6月25日の閣議決定に基づき国立大学が法人化された場合は名義を変更するとの記述がありますが、これは支出負担行為担当官を会計法第29条の2の規定に基づき文部科学大臣より委任された政策研究大学院大学事務局長から、別の者に変更するとの理解でよろしいでしょうか、それとも新法人の長（又は委任された法人職員）に変更するとの理解でよろしいでしょうか。また後者の場合、この変更に伴い、本事業契約の対価支払に係る債務も文部科学大臣より新法人の長に継承されるとの理解でよろしいでしょうか。また、上記の場合、本事業契約に係る対価支払のため設定された財政法第15条第1項に規定する国庫債務負担行為に基づき、文部科学大臣は施設整備費補助金（仮称）として、債務を継承した新法人が本事業契約の対価を支払うために必要な額を、新法人に対し継続して提出するとの理解でよろしいでしょうか、それとも上記債務負担行為は効力を失うとの理解でよろしいでしょうか。</p>	別紙（国立大学法人化に係る回答）のとおりです。
3	1	1	1	2	用語の定義 （定義）	<p>「維持管理業務」の中に廃棄物処理業務が含まれていますが、「事業者」には廃棄物の収集運搬・処理等の許可がなく、廃掃法上「事業者」が排出事業者と認められない限り廃棄物処理業務は行えないとの理解で宜しいでしょうか（廃掃法においては排出事業者が許可を持っている業者と直接委託契約を結ぶ必要がございます）。したがって、廃掃法上、大学ではなく「事業者」が排出事業者となれるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	産業廃棄物処理業務については、排出事業者である大学と関係自治体より産業廃棄物収集運搬許可証を取得している産業廃棄物処理業者（選定事業者が確保すること）が委託契約を締結するが、立会いや管理票交付の代行などの管理業務を選定事業者に委託することを想定しています。
4	1	1	1	2	用語の定義 （定義）	<p>「維持管理業務」の中に廃棄物処理業務が含まれていますが、廃掃法上、大学ではなく「事業者」が排出事業者となれない場合、廃棄物処理業務とは、施設内の集積場所に集積する業務になるのでしょうか。</p>	産業廃棄物処理業務については、排出事業者である大学と関係自治体より産業廃棄物収集運搬許可証を取得している産業廃棄物処理業者（選定事業者が確保すること）が委託契約を締結するが、立会いや管理票交付の代行などの管理業務を選定事業者に委託することを想定しています。
5	1	1	1	12	用語の定義 （定義）	<p>『「建設工事期間」とは、本契約締結日の翌日から平成17年2月28日又はVE提案により提案されたしゅん功日のうちいずれか早い日までをいう。』とございますが、その他の条項との関連で次のように理解して宜しいでしょうか。『「建設工事期間」とは、本契約締結日の翌日から平成17年2月28日又はVE提案により提案されたしゅん功日及び建設工事期間が変更された場合には当該変更された日までをいう。』</p>	ご質問のとおりです。
6	4	2	6	2	総則 （本事業の概要）	<p>『事業者は、本事業を、本契約、入札説明書、要求水準書、設計図書及び入札参加者提案に従って遂行しなければならない。』との記載がございますが、第2条第2項の規定から次のように理解して宜しいでしょうか。</p> <p>『事業者は、本事業を、本契約、第1回及び第2回質問回答書、入札説明書、要求水準書、設計図書及び入札参加者提案に従って遂行しなければならない。』</p>	ご質問の通りです。本条項の文言を「事業者は、本事業を本契約、入札説明書等、要求水準書、設計図書及び入札参加者提案に従って遂行しなければならない。」とします。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 事業契約書（案）

ページ	章	条	項	項目	質問	回答	
7	5	3	9	5	設計変更 (VE提案による設計変更)	「文部科学省が設計者に作成させた本件施設にかかる設計図書に関する責任は大学が負担する。ただし、VE提案によって変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分についての責任は事業者が負うものとする。」とあります。文部科学省と事業者間のリスク分担を考えた場合の見解と思慮しますが、設計事務所との関係では、設計図書の変更は設計事務所が行うものであり、これに起因するリスクは設計事務所が負うべきものと考えます。つまり、VE提案による設計変更業務のみならず、工事監理業務を含めた設計事務所の位置付け、及びリスク分担を明確にご教示願います。これにより、事業者の責任の所在や費用負担の考え方も異なるものになると考えます。	事業契約書は事業者と大学との間のリスク分担を規定するものに留まるため、事業契約書は事業者と大学との間の費用負担のみを規定しています。
8	5	3	9	5	設計変更 (VE提案による設計変更)	文部科学省と設計事務所を一体と考えた場合、VE提案に伴う責任の所在につきまして、以下の様と考えております。建築の品質は複合的な要素で決まることもあり、不具合が発生した場合の責任の所在を明確にするために、また、設計者の主体性を尊重するためにも、通常の建設行為における設計者責任と施工者責任との関係に倣い、VE提案を検討し、それを認めた文部科学省と設計事務所が設計責任を負うべきと考えますがいかがでしょうか。	事業契約書（案）とおりとします。
9	5	3	9	6	設計変更 (VE提案による設計変更)	「事業者の責めに帰すことのできない事由により、VE提案が実施できない場合も事業者がリスクを負う」とことになっているが、これは大学との協議対象になりうるでしょうか。	事業者の責めに帰すことのできない事由により、VE提案が実施できない場合、大学と事業者とは建設工事期間及び工事内容等について協議します。但し、サービス購入費と引渡日の変更は行いません。
10	5	3	9	6	設計変更 (VE提案による設計変更)	具体的に「事業者の責めに帰すことのできない事由により、VE提案が実施できない場合」とはどのような場合を想定されているでしょうか。ご教示願います	およそ事業者に帰責事由のない事由の全てを指し、不可抗力、法令変更及び大学に帰責事由のある場合の全てを指します。
11	5	3	9	6	設計変更 (VE提案による設計変更)	『事業者のVE提案が・・・また、事業者のVE提案が事業者の責めに帰すことのできない事由により実施できない場合、大学及び事業者は建設工事期間及び工事内容等について協議する。なお、本項のいずれの場合においても、本件事業におけるサービス購入費は当該VE提案の実施を見込んだ契約金額のとおりとし、引渡日の変更も行わないものとする。』とございますが、ここで記載されている「引渡日」とは、「引渡予定日」との理解で宜しいでしょうか。また、協議を前提としている建設工事期間が、「引渡予定日」に影響を及ぼすことになった場合は、当然「引渡予定日」は、第1条 33の規定通りとなり、変更されるとの理解で宜しいでしょうか。その場合、次のように解釈して宜しいでしょうか。『事業者のVE提案が・・・また、事業者のVE提案が事業者の責めに帰すことのできない事由により実施できない場合、大学及び事業者は建設工事期間及び工事内容等について協議する。なお、事業者の責めに帰すことのできない事由の場合において、大学及び事業者は、発生した追加的な費用及び引渡予定日について協議し決定するものとする。』	本条項において「引渡日」を「引渡予定日」とします。その他の変更は行いません。
12	6	4	11	1	建設 (本件施設の建設)	『本契約、入札説明書、要求水準書、設計図書及び入札参加者提案に従い』との記載がございますが、第2条第2項の規定から次のように訂正することは可能でしょうか。『事業者は、本件事業を、本契約、第1回及び第2回質問回答書、入札説明書、要求水準書、設計図書及び入札参加者提案に従い』 上記と同様と考えられる他の項目 第23条 第3項 第37条 第1項 第43条 第1項	本条項、第23条第3項、第37条第1項につきましては「入札説明書」を「入札説明書等」とします。第43条第1項については「入札説明書等」の文言を入れることとします。
13	6	4	11	4	建設 (本件施設の建設)	「本項の調整等を原因とするサービス購入費の変更は行わない。」とありますが、調整の結果、事業者に合理的な費用が発生した場合、別途精算して頂けるとの理解でよろしいですか。	別途精算は行いません。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 事業契約書（案）

ページ	章	条	項	項目	質問	回答	
14	6	4	11	4	建設 （本件施設の建設）	『事業者は、・・・なお、本項の調整等を原因とするサービス購入費の変更は行わない。』とございますが、大学がその責任と費用のもとで行う、本件土地上で工事調整・協議を行ったにも関わらず、本件施設の建設工事の工程、及び費用に影響を及ぼした場合は、当然サービス購入費の変更は行われるとの理解で宜しいでしょうか。	サービス購入費の変更は行いません。
15	8	4	16	2	建設 （建設場所の管理）	土地使用について大学より付される条件とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。ご教示ください	目的外使用の禁止などです。
16	8	4	16	2	建設 （建設場所の管理）	「大学より使用に付された条件」とありますが、具体的にどのような条件を想定されていますか。ご教示下さい。	目的外使用の禁止などです。
17	8	4	16	4	建設 （建設場所の管理）	事業者が、入札説明書で特定できない地中障害物があり、建設工事のため撤去が必要である場合は、文部科学省がリスク負担して頂けるとの理解でよろしいですか。	大学が負担します。
18	8	4	17	1	建設 （建設に伴う各種調査）	調査が必要との事業者の判断により、追加調査をした結果、文化財が出てきた場合の費用負担については土地所有者である大学側が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書別紙2の範囲3は事業者の負担とします。
19	8	4	17	2	建設 （建設に伴う各種調査）	「埋蔵文化財に関する調査の不備、誤謬等から発生する一切の責任は、事業者がこれを負担する。」とありますが、費用負担も事業者と理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
20	8	4	18	-	建設 （本件施設の建設に伴う近隣対策）	周辺環境上、隣接住宅地等との約束事があればご教示願います。	入札説明書P20「32(5)」のとおりです。
21	8	4	18	-	建設 （本件施設の建設に伴う近隣対策）	大学を設置することに起因する近隣対策リスクは、文部科学省が負担するとの理解でよろしいですか。	本事業を行政サービスとして実施することに係わる住民反対運動、訴訟、要望によるリスクは大学の負担としますが、第18条所定の行為又は事象から発生するリスクについては、事業者の負担とします。
22	9	4	22	1	建設 （備品の搬入）	備品の搬入としては、どのような備品を、どの程度の量で、どのような方法で搬入されることを想定されているのでしょうか。ご教示ください	現時点では具体的にはお示しできませんが、搬入方法等を含め協議・調整させていただき予定です。
23	9	4	22	1	建設 （備品の搬入）	貴学が別途発注する備品の搬入作業、移転作業期間において、維持管理コストが別途発生する可能性がありますか。又、必要がある場合の費用負担はどのように考えればよろしいでしょうか。	備品の搬入作業等移転に伴う維持管理費は原則発生しない。
24	9	4	22	2	建設 （備品の搬入）	建設期間はH17.2.28迄となり、工事が完了している中で、備品の搬入のため、事業者が協力に要する費用とはどのようなものを想定されているのでしょうか。	大幅な負担となるような協力を想定しているわけではありませんが、具体的な協力内容は協議によるものとします。
25	9	4	22	2	建設 （備品の搬入）	「協力に要する費用は事業者の負担とする。」とありますが、どの程度の費用負担が発生するか不明であり、事業費に計上するのは困難であります。従って事業者が協力したことにより発生した合理的な費用は、別途精算して頂く等の措置が必要と考えますが如何でしょうか。	大幅な負担となるような協力を想定しているわけではありませんが、具体的な協力内容は協議によるものとします。
26	10	4	23	3	建設 （中間確認並びに建設現場立会い等）	『本契約、入札説明書、要求水準書、設計図書及び入札参加者提案に従い』との記載がございますが、第2条第2項の規定から次のように訂正することは可能でしょうか。『事業者は、本事業を、本契約、第1回及び第2回質問回答書、入札説明書、要求水準書、設計図書及び入札参加者提案に従い』	本条項につきましては「入札説明書」を「入札説明書等」とします。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 事業契約書（案）

ページ	章	条	項	項目	質問	回答	
27	10	4	24	1	建設 (完成検査等)	『事業者は本件施設がしゅん功したとき、・・・』とありますが、「しゅん功」とは「建設工事期間」の終わりの日であり、当該案文では平成17年2月28日を予定されております。したがって、「しゅん功」を「完成」と理解して宜しいでしょうか。	一般的用語としては、ご質問の通りです。
28	11	4	26	1	建設 (維持管理体制の整備)	「維持管理に必要な訓練、研修等」とありますが、指定の研修等ございますか。	指定の研修等はありません。
29	11	4	27	-	建設 (維持管理体制の確認)	本件施設の維持管理体制の確認の具体的確認事項と方法をご教授下さい。	維持管理業務仕様書及び年間業務計画書の提出、人員体制、連絡体制、業務分担、マニュアル等の整備等を書面及び現地での立ち会い等により確認します。
30	11	4	28	1	建設 (完成確認通知)	『大学が第25条（完成確認）に・・・、かつ、事業者が別紙3（事業者が付保する保険）に掲げる種類及び内容を有する保険に加入しその保険証書の写しを別紙2（提出図書）に掲げるしゅん功時に提出図書と共に大学に提出した場合、大学は事業者に対して速やかに完成確認書を交付するものとする。』とありますが、完成確認書を受領しなければ、維持管理を開始できないので、当然、別紙3 第2項に掲げられている保険の一部は付保する時期が到来していないことが考えられます。そうすると完成確認書を受領するため必要な保険証書は提出できないということが発生するのではないのでしょうか。ついでには次のように理解して宜しいでしょうか。 『大学が第25条（完成確認）に・・・、かつ、事業者が別紙3（事業者が付保する保険）第1項に掲げる種類及び内容を有する保険に加入しその保険証書の写しを別紙2（提出図書）に掲げるしゅん功時提出図書と共に大学に提出した場合、大学は事業者に対して速やかに完成確認書を交付するものとする。』	維持管理期間中の保険については、保険の付保証明を提出していただければ結構です。
31	12	4	29	2	建設 (建設工事期間の変更)	「建設工事期間を定める」とございますのは「本件施設の引渡予定日を定める」と理解して宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
32	12	4	29	3	建設 (建設工事期間の変更)	「引渡予定日」が変更されても「本契約の期間満了日」は変更されないとございますが、仮に建設工事期間が延長されて維持管理業務期間が短くなる場合、どのように金額の調整がなされるのでしょうか。	半年に満たない期間については日割計算により調整します。
33	12	4	31	(3)	建設 (建設工事期間変更の場合の費用負担)	不可抗力でもなく、大学、事業者以外の第三者の責めで生じた建設工事期間変更に伴う費用については大学側で負担して頂くとの理解で宜しいでしょうか。	第31条1号から3号に該当しない場合は想定していません。
34	13	4	34	1	建設 (本件施設の引渡し)	『事業者は、完成確認書の交付を受けた上で平成17年3月31日又は引渡日が本契約の規定に従い変更・・・』とありますが、「引渡日」は「引渡予定日」との理解で宜しいでしょうか。	本条項の「引渡日」を「引渡予定日」とします。
35	13	4	34	2	建設 (本件施設の引渡し)	保存登記を行う場合の記述がありますが、「表示登記」は事業者側で事業者のコスト負担で実施するのでしょうか。	大学を所有者とする表示登記を事業者の負担で行って下さい。
36	13	4	35	2	建設 (引渡しの遅延)	「損害額に相当する金額」とありますが、損害額には具体的にどのような項目を想定されているのでしょうか。ご教授下さい。	およそ引渡遅延と相当因果関係のある損害すべてを含みます。例えば、大学が他の施設を借りて本件施設により果たすべき目的を遂げる場合の他の施設の賃貸費用等です。
37	13	4	35	2	建設 (引渡しの遅延)	引渡の遅延が事業者の責めに帰すべき事由による場合、「大学に発生した損害額に相当する金額」を事業者が負担することになっておりますが、どのようなものが项目的に想定されているのでしょうか。	およそ引渡遅延と相当因果関係のある損害すべてを含みます。例えば、大学が他の施設を借りて本件施設により果たすべき目的を遂げる場合の他の施設の賃貸費用等です。
38	14	4	36	1	建設 (瑕疵担保責任)	「...相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し...」で、具体的な期間をお示しください	瑕疵の程度によってその期間は変動します。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 事業契約書（案）

	ページ	章	条	項	項目	質問	回答
39	14	4	36	2	建設 (瑕疵担保責任)	「住宅の品質確保の促進等に関する法律」を適用しておりますが、本件施設は住宅ではなく大学施設であります。同法を適用している理由をご教示下さい。	住宅の品質確保の促進等に関する法律上の概念を借用して事業契約（案）における合意の内容に取り込んだものですから、同法を適用しているものではありません。
40	14	4	36	2	建設 (瑕疵担保責任)	第2項において、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に係る記載がありますが、大学施設である本件に対して、同法適用の趣旨はどのようなもののでしょうか？	住宅の品質確保の促進等に関する法律上の概念を借用して事業契約（案）における合意の内容に取り込んだものですから、同法を適用しているものではありません。
41	14	5	37	1	維持管理 (本件施設の維持管理)	『本契約、入札説明書、要求水準書、設計図書及び入札参加者提案に従って』との記載がございますが、第2条第2項の規定から次のように訂正することは可能でしょうか。『事業者は、本件事業を、本契約、第1回及び第2回質問回答書、入札説明書、要求水準書、設計図書及び入札参加者提案に従って』	本条項につきましては「入札説明書」を「入札説明書等」とします。
42	15	5	37	2(4)	維持管理 (本件施設の維持管理)	「その他業務内容の変更が特に必要と…」で、具体的な業務内容の変更をご教授下さい	現在具体的に想定するものではありません。
43	15	5	37	3(2)	維持管理 (本件施設の維持管理)	第3項において、事業者の帰責事由による増加費用負担については、全額事業者負担と規定されておりますが、事業者の帰責事由による費用増加とは具体的にどのような内容を想定されているのでしょうか。	事業者がその責により施設の一部を毀損した後修理したものの、それ起因して要求水準書の内容が変更され、維持管理のコストも上がったような場合を想定しています。
44	16	5	42	-	維持管理 (近隣対策)	「…合理的に要求される範囲の近隣対策…」で、合理的に要求される範囲の具体例をお示しください	社会通念上、合理的に要求される近隣対策という意味です。
45	16	5	42	-	維持管理 (近隣対策)	周辺環境上、隣接住宅地等との約束事があればご教示願います。	現時点ではありません。
46	16	5	43	1	維持管理 (本件施設の修繕)	『要求水準書、維持管理業務仕様書及び入札参加者提案に従い』との記載がございますが、第2条第2項の規定から次のように訂正することは可能でしょうか。『第1回及び第2回質問回答書、要求水準書、維持管理業務仕様書及び入札参加者提案に従い』	本条項については「入札説明書等」の文言を入れることとします。
47	17	5	45	4	維持管理 (事業者による初期対応等)	不可抗力により多大な費用がかかる場合は、第57条の適用があると考えてよろしいか	初期対応について、過大な費用がかかるものを想定していません。
48	17	5	45	4	維持管理 (事業者による初期対応等)	不可抗力に基づく場合は第57条の規定は適用しない条項と解釈されますが、一般的にこのような条項は見受けられません。このように規定された文部科学省の目的及び意図につきましてご教示下さい。	初期対応については、第45条第4項によります。初期対応については、その性質上、協議を行う余地がないという趣旨です。
49	18	5	46	2	維持管理 (業務報告書)	事業者は前項に基づき、作成した日報を、作成から10年間大学の要請がある場合閲覧のための提示できるように管理・保管しなければならない。とあるが =>管理・保管は電子化し保管する方式としてよい か？	電子化し保管する方式を併用することも可能とします。
50	18	5	47	1	維持管理 (モニタリングの実施)	定期・日常・随時モニタリングのスケジュールをお示し下さい	本条項に記載のとおりです。
51	18	5	47	2	維持管理 (モニタリングの実施)	「大学は、…事業者に対して是正を指示するものとし」とありますが、是正事項に対し事業者の疑義がある場合の対応方法を事業契約書で規定して頂きたいと考えますが如何でしょうか。	第76条に基づき必要に応じて協議の対象になる余地があります。
52	19	5	47	3	維持管理 (モニタリングの実施)	第3項において、要求水準未達の状況に至った場合、選定事業者は直ちに適切な対応処置をとるとありますが、「適切な対応処置」とは具体的にどのようなことを指しているのでしょうか？	善管注意義務にしたがって、当該状況に応じて事業者が適切と考える処置全般を指しています。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 事業契約書（案）

ページ	章	条	項	項目	質問	回答	
53	19	5	48	1	維持管理 (損害の発生)	別紙3に掲げる、付保が義務付けられる保険以外に、事業者が事業者の費用負担でもって大学及び事業者を被保険者とする火災保険を付保することは可能ですか？（例えば、事業者の責めにより火災等が発生し、大学施設に損害が生じた場合には、事業者に対してその損害賠償請求がなされることが予想されます。）	可能です。
54	19	6	49	1	サービス購入費の支払 (サービス購入費の支払)	第1項において、サービス購入費の支払条件として、維持管理状況の要求水準の充足が確認されることとされていますが、初回のサービス購入費の支払に際しては、施設引渡し直後でもあり、維持管理状況の確認はできないものと思われま。サービス購入費（建設に係る対価を除く）」に修正してはいかがでしょうか？	初回のサービス購入費の支払いに際して、「本件施設の維持管理状況が要求水準書等に定める水準を満たしていることを確認すること」とは、第27条の確認を指します。
55	20	6	51	-	サービス購入費の支払 (サービス購入費の減額)	当該条文中で規定されていることは、「維持管理業務」が要求水準等を満たしているか否かの判断により減額措置を行うこととございます。ついては、本件施設の建設に関わる部分のサービス購入費は減額の対象外として頂くことが、公平性を保つと理解しております。したがって、当該条文中の「サービス購入費」を「維持管理業務に係る対価」と理解して宜しいでしょうか。	別紙9記載のとおりです。
56	20	6	51	-	サービス購入費の支払 (サービス購入費の減額)	当該条文中で規定されていることは、「維持管理業務」が要求水準等を満たしているか否かの判断により返還措置を行うこととございます。ついては、本件施設の建設に関わる部分のサービス購入費は返還の対象外として頂くことが、公平性を保つと理解しております。したがって、当該条文中の「サービス購入費」を「維持管理業務に係る対価」に変更頂くことは可能でしょうか。	別紙9のとおりです。
57	21	7	54	-	契約の終了 (大学の事由による解除)	本条では大学側からの任意解除が認められておりますが、大学側は任意解除のケースとして具体的にどのような場合を想定しているのでしょうか。また、本条は事業者にとって事業の安定的継続上、例えば第60条にて追加費用額を賠償いただけたとしても、大きな支障となります。つきましては、本条を削除していただけるよう要望いたします。	変更できません。
58	21	7	54	-	契約の終了 (大学の事由による解除)	「...その任意により本契約を解除することができる」で、通知のみの解除でなく、大学及び事業者が誠実に協議の上、これを定めると変更できないでしょうか？	変更できません。
59	21	7	54	-	契約の終了 (大学の事由による解除)	任意解除の場合、罰金の支払はどのような取扱いになるのでしょうか。又、違約金等のペナルティはあるのでしょうか。	第58条第3項、第59条第5項及び第60条第4項の規定に従って支払うことになります。
60	21	7	55	1(5)	契約の終了 (事業者の債務不履行等による解除)	『事業者が本契約上・・・、かかる相当期間内にその違反が治癒されないとき。』については第56条 第1項の条文中に相対するものと思慮いたしますので、次のように理解して宜しいでしょうか。『事業者が本契約上・・・、当該催告後60日以内にその違反が治癒されないとき。』	第55条第1項記載の通りとします。
61	22	7	57	2	契約の終了 (法令の変更及び不可抗力による解除)	第2項において、協議が整わない場合、大学は事業者に対して対応を通知し、事業者はこれに従い事業を継続するとありますが、大学より通知された対応にて事業継続が困難なケースにおいては、どのように処理されるのでしょうか？あるいは、大学から通知される対応は、選定事業者にとって事業対応可能とすべく、十分に配慮された内容となるのでしょうか？	後段の理解の通り、大学からの対応の通知の内容は事業者が客観的に合理的に本件事業を継続可能とするものになります。
62	22	7	57	2	契約の終了 (法令の変更及び不可抗力による解除)	第2項において、協議が整わない場合の追加費用負担として、別紙4あるいは別紙10の負担割合が適用されると記載されています。換言すれば、選定事業者として、法令の変更及び不可抗力の発生に際して、別紙4又は別紙10の負担割合によらない対処を前提とした協議を求めることは可能ということでしょうか？	特に第57条第1項において制限は加えられていません。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 事業契約書（案）

ページ	章	条	項	項目	質問	回答	
63	22	7	58	1	契約の終了 (引渡前の解除の効力)	本件施設の引渡前に契約解除となった場合、大学は検査合格部分を買取ることが出来るとの記載が本条第1項にあります。大学が買い取らない部分については本条第4項記載の「原状回復」が適用されると理解して宜しいのでしょうか。また、第57条の規定に基づく契約解除に伴い大学が合格部分を買取る場合の対価の支払に関する記述が条文中に存在しませんが、取扱いをご教示いただけますでしょうか。	本条項は、第1行目の「第54条ないし第57条」をあらため、「第54条、第56条及び第57条」とし、第3行目の「その選択により」を削除し、第4行目の「引渡しを受けることができるものとする」を「引渡しを受けるものとする」と改めます。また、第5行目の「とする。」の後に第55条の規定により本契約が解除された場合に、大学はその選択により合格部分を事業者から買受け、引渡しをうけることができるものとする、との趣旨の規定を挿入し、関連部分を改めます。また、第58条第3項の「第54条又は第56条」を改め「第54条、第56条又は第57条」とし、同条項の3行目の「合格部分の対価及び」の後に「適用ある場合には」を挿入します。また、第59条第5項の「第54条又は第56条」を「第54条、第56条又は第57条」に改めます。
64	22	7	58	1	契約の終了 (引渡前の解除の効力)	『本件施設の引渡し前に・・・、大学は、事業者の責任及び費用により出来形部分の検査の上、その選択により当該検査に合格した部分（以下、「合格部分」という。）を事業者より買受け、引渡しを受けることができものとする。・・・』当条文については、「大学は、その選択により合格部分を事業者より買受けすることをしなくても良い。」場合があるとの理解で宜しいでしょうか。	本条項は、第1行目の「第54条ないし第57条」をあらため、「第54条、第56条及び第57条」とし、第3行目の「その選択により」を削除し、第4行目の「引渡しを受けることができるものとする」を「引渡しを受けるものとする」と改めます。また、第5行目の「とする。」の後に第55条の規定により本契約が解除された場合に、大学はその選択により合格部分を事業者から買受け、引渡しをうけることができるものとする、との趣旨の規定を挿入し、関連部分を改めます。また、第58条第3項の「第54条又は第56条」を改め「第54条、第56条又は第57条」とし、同条項の3行目の「合格部分の対価及び」の後に「適用ある場合には」を挿入します。また、第59条第5項の「第54条又は第56条」を「第54条、第56条又は第57条」に改めます。
65	22	7	58	3	契約の終了 (引渡前の解除の効力)	第54条、第56条により解除された場合、解除により事業者が発生した一切の損害が賠償されるとの理解で宜しいでしょうか。	第60条第4項により追加費用を支払います。
66	22	7	58	4	契約の終了 (引渡前の解除の効力)	「現業回復が社会通念上合理的であると大学が判断した場合、事業者は原状回復をしなければならない」とございますが、具体的にはどのような場合に社会通念上合理的であると判断されるのかをご教示願います。	例えば、出来高部分が僅かなため出来高を撤去して新たに施設を建設した方が全体のコストが低く済む等の場合を想定しています。
67	22	7	58	5	契約の終了 (引渡前の解除の効力)	契約の解除が第55条に基づく場合に本条項が適用されるとしても、契約の解除が第54条、第56条、第57条に基づく場合には、第4項において大学が費用を負担するため、本条項の適用はないと理解して宜しいでしょうか。	第58条第5項により「正当な理由」なく原状回復を行わない場合は、事業者の費用負担となります。
68	23	7	59	1	契約の終了 (引渡後の解除の効力)	本件施設の引渡後に第57条の規定に基づき契約解除となった場合のサービス購入費の支払に関する記述が条文中に存在しませんが、取扱いをご教示いただけますでしょうか。	本条項第5項の「第54条又は第56条」を「第54条、第56条又は第57条」に改めます。
69	23	7	59	2 4 5	契約の終了 (引渡後の解除の効力)	第2項の規定は第57条の不可抗力の場合も適用されるのでしょうか。また、「第4項及び第5項の場合、第3項に従い維持管理業務を大学が引き継ぐ」と記載されており、「第3項は第2項の手続き終了後」と記載されており、すなわち第2項は第54条・55条・56条・57条のいかなる場合での解除でも適用されることになっております。したがって第54条及び第56条については、第2項は適用されないとの理解で宜しいでしょうか。	前段・不可抗力の場合にも適用があります。後段・第54条及び第56条について、第59条第2項は適用されます。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 事業契約書（案）

	ページ	章	条	項	項目	質問	回答
70	23	7	59	4	契約の終了 (引渡後の解除の効力)	事業者の責めに帰すべき事由により本件施設が損傷し、全壊又は損傷がひどく修繕がひどく利用が困難と客観的に判断され、かつ大学の被る損害額が未払いの設計・建設費部分を上回る場合には、大学は相殺により残存する設計・建設費部分の支払義務を免れると規定しておりますが、損害額が未払いの設計・建設費部分を下回る場合は、対価の残額は解除前のスケジュールに従って支払われるとの理解でよろしいでしょうか。また、上記の客観的判断の材料として、第三者機関の意見を含めることは可能ですか。	前段・ご質問のとおりです。 後段・事業者の費用で第三者機関の意見を求めることは可能です。
71	23	7	59	5	契約の終了 (引渡後の解除の効力)	第54条、第56条により解除された場合は、大学側の事情による解除であるので、解除により事業者に発生した一切の損害が賠償されるとの理解で宜しいでしょうか。	第60条第4項のとおりです。
72	23	7	59	6	契約の終了 (引渡後の解除の効力)	「維持管理業務を終了させるために要する費用について相当な範囲内で事業者が支払う」とありますが、相当な範囲内とは具体的にどのような費用を想定しておられますか。ご教示下さい。	退職一時金、リース解約費用等の実費を想定しています。
73	23	7	59	6	契約の終了 (引渡後の解除の効力)	「…大学は事業者が維持管理業務を終了させるために要する費用について相当な範囲内で事業者に対して支払うものとする」で、具体的な範囲をお示しください。	退職一時金、リース解約費用等の実費を想定しています。
74	23	7	59	6	契約の終了 (引渡後の解除の効力)	第6項に記載の、「相当な範囲内」とは具体的にどのような範囲を示すのでしょうか？	退職一時金、リース解約費用等の実費を想定しています。
75	23	7	60	(2)	契約の終了 (損害賠償)	(2) 本件引渡し後に解除された場合、維持管理業務に係る対価の総額の1/65に相当する額と記載されていますが、例えば、運営開始後5年目にて損害賠償事項が発生した場合でも維持管理期間12年の総額の1/65となるのでしょうか。残りの維持管理期間7年分の総額の1/65となるのでしょうか	維持管理期間の総額の1/65です。
76	24	7	60	4	契約の終了 (損害賠償)	「解除により事業者に発生した追加費用額を、損害金として事業者に対して支払う」とありますが、追加費用額にはローン契約のブレイクコストも含まれると理解してよろしいですか。また、事業者を支払われる損害金は追加費用額のみと限定されてしまうのでしょうか。文部科学省の任意解除や帰責事由に基づく契約解除による損害金には、事業者の得べかりし利益等も含めて頂きたいと考えますが如何でしょうか。	前段・ご質問のとおりです。 中段・ご質問のとおりです。 後段・含みません。
77	24	7	60	4	契約の終了 (損害賠償)	「…かかる解除により事業者に発生した追加費用額を、損害金として事業者に対して支払うものとする」で、損害金として追加費用のみでなくペナルティ料を別途支払うことが合理的と考えますがいかがでしょうか？	第60条第4項のとおりです。
78	24	7	60	4	契約の終了 (損害賠償)	『…、かかる解除により事業者に発生した追加費用額を、損害金として事業者に対して支払うものとする。』との記載がございしますが、ついては、次のように理解して宜しいでしょうか。『…、かかる解除により事業者が被った損害額を事業者に対して支払うものとする。』	第60条第4項の文言のとおりです。
79	24	7	60	4	契約の終了 (損害賠償)	事業者に発生した追加費用について具体的にご教示願います。	退職一時金、リース解約費用等の実費を想定しています。
80	24	7	60	4	契約の終了 (損害賠償)	本条項において、かかる解除より事業者に発生した追加費用額を、損害金として事業者に対して支払うものとするがありますが、損害賠償額には契約解除以降に享受することができる得べかりし利益も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	追加費用額のみです。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 事業契約書（案）

ページ	章	条	項	項目	質問	回答	
81	24	8	63	－	雑則 （公租公課の負担）	「本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て事業者の負担とする。」と記されているが、消費税率が上昇した場合は、現段階で予測不可能な場合に該当するため、事業者の負担外と考えてよろしいでしょうか？	サービス購入費の支払にかかる消費税等相当額については大学負担です。
82	24	8	63	－	雑則 （公租公課の負担）	「本契約に関連して生じる公租公課」について具体的にどこまでを想定されているかをご教示願います。	サービス購入費の支払にかかる消費税等相当額を除くすべての公租公課です。
83	別紙3	1			事業者等が付保する保険	建設工事保険と第三者損害責任保険の被保険者が「支出負担行為担当官」と示されていますが、被保険者に事業者、業務受託者及びそのすべての下請負業者を含めても構わないと理解してよろしいですか。	建設工事保険についてはその被保険者を、「事業者、業務受託者又はそのすべての下請負業者」とし、第三者損害責任保険についてはその被保険者を、「支出負担行為担当官、事業者、業務受託者又はそのすべての下請負業者」とします。
84	別紙4	1、2			不可抗力による追加費用の負担割合 建設工事期間 維持管理期間	不可抗力による追加費用の事業者負担部分が「発生案件毎に建設費あるいは年間維持管理費の1%まで」となっておりますが、この条件では理論的には、事業者負担は無制限となってしまいます。建設工事期間につきましては累計ベースで建設費の1%まで（建設工事期間中の事業者最大負担額＝建設費の1%）、維持管理期間につきましては累計ベースで年間維持管理費の1%まで（維持管理期間中の事業者最大負担額＝維持管理費の1%）に変更いただけるよう要望いたします。	検討いたします。
85	別紙4	1			不可抗力による追加費用の負担割合 建設工事期間	各項但し書きに、「事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は追加費用額から控除する」とあります。事業者としては、例えば第1項の場合、建設工事に要する費用相当額の100分の1の額について保険を付保すれば、事業者負担額は0円となるとの理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
86	別紙4	2			不可抗力による追加費用の負担割合 維持管理期間	一事業年度につき発生案件ごとにとありますが、例えば、年度内に3回の不可抗力事由が発生した場合、事業者は年間維持管理費×10/1000×3回分までは事業者の負担となるのでしょうか。	検討します。
87	別紙4	1、2			不可抗力による追加費用の負担割合 建設工事期間 維持管理期間	不可抗力についてのリスク分担は、大学側になると考えますが、ご見解をお示しください。	事業契約書案に示したとおりです。（但し、質問No.[84]と[86]の点について検討いたします。）
88	別紙5	5	2		保証書の様式 終了及び解約	第4条（求償権の行使）『保証人は、事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することが出来ない。』第5条（終了及び解約）『第2項 本保証は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、・・・』保証人は事業契約第36条第5項に基づく事業者の大学に対する債務を事業者と連帯して保証しているのみであり、事業者の債務が全て履行、終了、消滅することとは一切関係ないと思慮いたします。したがって上記条項について「事業者の債務」を「事業者の主債務」に変更して頂くとの理解で宜しいでしょうか。	別紙5のそれぞれの文言はそのままとしますが、保証人が有する求償権と事業者が有する損害賠償請求権とを相殺することは特段の事情がない限り禁止されていない趣旨と解します。
89	別紙6	3)			業務報告書の構成 各種点検・保守等報告書	標準仕様書等の定義をお示しください	維持管理業務要求水準書P2「1(8)」に記載ある適用基準類を示します。
90	別紙8	1	イ		サービス購入費の変更 割賦料（建設に係る対価）の変更	割賦料の変更に際して、変更前・変更後の残割賦元本の差額を算定するに、変更請求時における出来高部分に相応する割賦元本を控除するとありますが、出来高部分に相応する割賦元本の具体的な算定方法を示してください。	出来高部分に相応する割賦元本額の算定方法は、「資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について」（平成12年11月1日付け監理室長事務連絡）による。
91	別紙8	1	ウ		サービス購入費の変更 割賦料（建設に係る対価）の変更	1.ウにおいて、変動前・変動後の残割賦元本の算定にあたり、請求のあった日を基準日として物価指数等による調整を行うとありますが、請求日の物価指数等といった時点の同指標とを比較することになるのでしょうか？（事業契約締結日ですか？）	ご質問のとおりです。その趣旨を事業契約書案の中で明らかにします。
92	別紙8	1	カ		サービス購入費の変更 割賦料（建設に係る対価）の変更	1.カ『・・・、割賦元本が著しく不適當となったときは、国又は事業者は、・・・』との記載がございますが、「国」とは「大学」の誤りであるとの理解で宜しいでしょうか。	修正します。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 事業契約書（案）

ページ	章	条	項	項目	質問	回答
93	別紙8	1	ク	サービス購入費の変更 割賦料（建設に係る対価） の変更	1.ク 『第3項及び前項の協議開始の日・・・』との記載がございますが、「イ及びキの規定の協議開始の日・・・。」との理解で宜しいでしょうか。	クの第3項及び前項をウ及びキに修正します。また、エの第1項をアに修正します。
94	別紙8	-		サービス購入費の変更 割賦料（建設に係る対価） の変更	建設期間中の物価変動等により割賦元本が変更された場合の資金調達計画への影響（割賦元本減額に伴うスワップブレイクコストや割賦元本増額に伴う追加借入部分の借入金利の上昇リスク）につきましては大学側にご負担いただくと理解して宜しいのでしょうか。	事業者の負担とします。
95	別紙9	-		サービス購入費の減額等の 基準と方法	別紙9に記載されている「サービス購入費」とはモニタリング結果による減額等の基準と方法であり、「建設に係る対価」には一切関係しないものと理解しております。したがって、全てを「維持管理業務に係る対価」と理解して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
96	別紙9	2	(1)	サービス購入費の減額等の 基準と方法 減額ポイントの発生	減額ポイントの有効期間をお示しください	各年度の上期・下期ごとに計算します。
97	別紙9	2	(2)	サービス購入費の減額等の 基準と方法 サービス購入費の減額	サービス購入費の減額にあたっては、「明らかに重大な支障がある場合」と「明らかに利便性を欠く場合」の其々に対し、「各項目」につき減額ポイントを付すこととなっておりますが、ここで言う「各項目」というのは具体的に何を指しているのでしょうか？（業務区分のことでしょうか？それとも1.に例示されている各々の“事態”のことでしょうか？）	後者のものを指しています。
98	別紙9	2	(2)	サービス購入費の減額等の 基準と方法 サービス購入費の減額	サービス購入費の減額にあたっては、大学がモニタリングを通じて、大学側の判断により行われることとなりますが、選定事業者として大学の減額判断に対し抗弁・異議を唱える機会は設けていただけないのでしょうか？	第76条に基づく協議を行う余地があります。
99	別紙10	-		法令変更による追加費用分 担規定	消費税の変更に関する記述がありませんが、実施方針に記載の通り100%大学負担と理解して宜しいのでしょうか。	サービス購入費に係る消費税等相当額については、ご質問のとおりです。
100	別紙10	-		法令変更による追加費用分 担規定	実施方針の「資料2 リスク分担保 税制度リスク」欄では、法人税・消費税を区分しリスク負担者を示しておりますので、別紙10においても明示して頂きたいと考えますが如何でしょうか。	税制度の変更による費用負担については以下のとおりとし、これを事業契約書（案）別紙10に反映させる予定です。 消費税等相当額：サービス購入料に係る消費税等相当額の変更については大学負担とします。 法人税：事業者の利益に対する課税に係るもの（税率の変更等）は事業者負担、事業者の利益以外に対する課税に係るものの変更は大学負担とします。
101	別紙10	-		法令変更による追加費用分 担規定	消費税率の高低に伴う維持管理費の増減は、大学側の負担との解釈でよろしいでしょうか？	サービス購入費に係る消費税等相当額については、ご質問のとおりです。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 維持管理業務要求水準書

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
13	1	(5) (14)		(5)業務の対象範囲(14)負担区分	食堂における維持管理費用(厨房設備等保守管理、清掃、廃棄物処理費等)及び消耗品等費用負担は維持管理業務の対象範囲と考えてよろしいでしょうか。	食堂の清掃は維持管理業務範囲とします(厨房・厨房事務・更衣・厨房廊下は除く)。また、実施設計図書に記載あるものは建物保守管理業務及び設備保守管理業務の業務範囲とします。なお、これらの業務に必要な消耗品等費用は事業者の負担とします。
23	1	(12)	ア	業務実施体制	統括責任者と業務責任者は同一人物でも可能ですか。	業務に支障を来さない範囲内で、総括責任者と一部の業務の業務責任者を同一の者とすることは可能です。
33	1	(13)		非常時・緊急時等の対応	「事故・火災時等による非常時・緊急時の対応について、あらかじめ大学と協議し...」とありますが、地震等の地域型災害に対する拠点としての機能に対する方針をご教示ください。(インフラの確保・備蓄量)	東京都から指定広域避難場所に指定されています。
46	3			設備保守管理業務 通信	バックアップの期間はどれくらいを考えるとよろしいでしょうか。また、バックアップのために必要なメディアの費用負担者は誰になるのでしょうか。	バックアップについては事業者が必要とするものを提案して下さい。費用は事業者の負担とします。
56	4			外構施設保守管理業務 (道路、通路、歩道、緑石等)	「道路、歩道上の掲示物や同様のもので大学の許可がないものは、すべて見つけ次第除去する」で、大学の許可がないものの判断基準をお示しください。	許可判がないものなどです。
67	5	(1)	(イ)	清掃業務 諸室の机、椅子、その他内部 付帯施設	大学が指定する諸室をお示しください	維持管理業務要求水準書別紙をご覧ください。
77	5	(1)	(I)	清掃業務 宿泊室	宿泊者の退去情報は事前に大学側からいただけるのでしょうか?	宿泊室の予約・利用状況は、事業者が随時把握できるようにする予定です。
87	5	(1)	(I)	清掃業務 宿泊室	備品は必要時に大学側から支給していただけるのでしょうか?	ご質問のとおりです。
97	5	(1)	(I)	清掃業務 宿泊室	備品(シーツ、枕カバー、タオル、コップ、ポット、スリッパ等)についても、清潔な状態に保つ。ただし、シーツ、枕カバー、タオル等のクリーニングは、選定業者の業務には含まない。とあるが=>シーツ、枕カバー等の洗濯代は大学の負担とし、また、その業者手配は大学が行うと理解してよいか?	ご質問のとおりです。
108	5	(1)	(カ)	清掃業務 ゴミ収集	始業時間前とは、1日の始まりの時間でしょうか?それとも各授業の始業時間毎のことでしょうか?	1日の始まりの時間です。
118	5	(1)	(カ)	清掃業務 ゴミ収集	ゴミの分別は居住者の方が行う方式でしょうか?	ご質問のとおりです。
128	5	(1)	(カ)	清掃業務 ゴミ収集	ゴミの分別収集については、居住者の方が分別してゴミを出し、事業者は分別されたゴミを収集する方式でお考えでしょうか?	ご質問のとおりです。
1311	8			植栽管理業務	適切な保守を実施していた植物が枯れ死した場合の取替え費用は、維持管理の増加費用という判断でよろしいでしょうか?	大学との協議によります。
1412				業務実施のための前提条件	この表に書かれている所が清掃の対象範囲で、日常清掃の欄にチェックがついている所は、定期清掃は必要だが日常清掃は不要であり、また定期清掃の周期は提案者が任意に決めてよろしいということでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、厨房・厨房事務・更衣・厨房廊下は定期清掃も不要とします。
1512				業務実施のための前提条件	この表は字がつぶれてしまい大変見にくいので、見やすい状態にして再度配布して頂けないでしょうか。	大学ホームページからダウンロードして下さい。
1612				業務実施のための前提条件	本学の施設(研究室・教室・会議場・図書館・食堂・宿泊室)における利用日・利用時間帯等、利用・貸出細則についてお教えください。(休日・夜間)	維持管理業務要求水準書別紙をご覧ください。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 落札者決定基準

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
13	5	(2)		第二次審査 必須項目審査	要求水準の必須項目として、日本政策投資銀行の融資制度の活用に関する留意事項の充足とありますが、ここでいう「留意事項」とは具体的に何を意味しているのでしょうか？	入札説明書「30(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項」に示す事項です。
23	5	(2)		第二次審査 必須項目審査	要求水準の必須項目として、PIRR、EIRRの適切な設定とありますが、大学として適切と判断する具体的な数値水準をお示ください。(DSCRについては1.1程度と記載されているので、これに準じた表現にしていきたいと思います。)	PIRR及びEIRRについては、各入札参加者の提案する事業計画に応じた設定であり、大学として一定の範囲を定めることは考えていません。
33	5	(2)		第二次審査 必須項目審査 維持管理業務の要求水準	加点点目審査のうち非常時・緊急時等における安定的・継続的な教育研究環境への配慮と明示されておりますが、その程度を具体的にご教示下さい。	入札参加者において判断してください。
44	5	(2)		第二次審査 必須項目審査	要求水準の必須項目の長期収支計画に1.1程度のDSCRの確保とありますが1.1以上のDSCRの確保という理解でよろしいでしょうか。	あくまでも目安であり、入札参加者が適当とする数値を設定して下さい。
54	5	(3)		第二次審査 必須項目審査 (表1より)事業計画の提案 に関する条件	「1.1程度のDSCRの確保」とありますが、想定している許容範囲があればご教示下さい。	あくまでも目安であり、入札参加者が適当とする数値を設定して下さい。
64	5	(3)		第二次審査 必須項目審査 (表1より)事業計画の提案 に関する条件	要求水準の必須項目として、長期収支計画について「1.1程度のDSCRの確保」とありますが、これは年度ベースでみたDSCRの最低値を指しますか、それとも事業期間中の平均値を指しますか？	年度ベースでみたDSCRの最低値の目安を指します。
75	5	(3)		第二次審査 加点点目審査	本建物の利用形態(年間カリキュラム、室毎時間帯別稼働率、室毎年間稼働率等)は検討済みでしょうか。検討済み場合は、ご提示ください。	大学のホームページ及び維持管理業務要求水準書別紙を参照して下さい。
85	5	(3)		第二次審査 加点点目審査 (表2より)共通項目	表2中、『環境への配慮』の環境とは、地球環境および周辺環境を示すことと考えて宜しいか。	入札参加者において判断して下さい。
95	5	(3)		第二次審査 加点点目審査 (表2より)その他施工上の配慮	表2で提案項目が多数の評価項目に重複している場合は、それぞれの評価項目に記載して宜しいか。	該当する評価項目すべてに記載することは可能です。
105	5	(3)		第二次審査 加点点目審査 (表2より)効果的なVE提案の 実施	添付資料の設計コンセプトによると共通項目及び教育研究環境への配慮の評価項目が既に現設計にて具現化されていると思われませんが、仮に、VE提案を行わずに現設計通りにて事業提案した場合でも、VE提案の結果、評価項目の欠落する事業グループとの対比上、各項目の評価点は加えられるとの理解で宜しいでしょうか？	VE提案をすることについての評価は「効果的なVE提案の実施」で行います。「共通項目」「教育研究環境への配慮」及び「その他施工上の配慮」については、VE提案の有無に関わらず評価します。
115	5	(3)		第二次審査 加点点目審査 (表3より)効果的なVE提案の 実施	VEの定量的配点方法において、提案採用数と提案採用率はどちらが良いほうの配点を採用されるという理解でよろしいでしょうか。	採用数の評価による得点と採用率の評価による得点を合わせた得点となります。
125 6	5	(3)		第二次審査 加点点目審査 (表4より)効果的なVE提案の 実施	「採用が認められ、提案内容に反映されたVE提案の件数及びその採択比率」の定量的評価の項で用いられる、「採用数」及び「提出数」の正確な意味をお答えいただきたい。例えば、第一次審査時点での「提案件数」と「採択件数」の意か。それとも、最終的な第二次審査時点での「提出件数」や落札者選定基準で「評価された件数」なのか。お答えいただきたい	「採用数」とは、採用が認められたVE提案の件数から「VE提案辞退書」により採用を辞退したVE提案の件数を除いたものです。「提出数」とは、第一次審査のVE提案採否に提出されたVE提案の件数です。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答(第1回) VE提案要領

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答	
13	7			実施設計図書の変更	選定事業者が有する工業所有権等の排他的権利等の権限を実施設計者に付与することは、今回の事業に限定して付与することと解釈してよろしいでしょうか	ご質問のとおりです。	
23	9			責任の所在	VE提案による責任の範囲が不明確な場合の「責任の所在」についてお示しください	大学と選定事業者との協議によるものとします。	
34	10			VE提案が実施できない場合	選定事業者の責めに帰すことのできない事由により実施不可能となった場合の、契約金額及び施設の引渡日を変更できないことは、VE提案を前提とした維持管理費の低減が提案内容に網羅されているので、一概に契約金額を変更できないことは不合理と考えます。	VE提案要領のとおりとします。	
4	参考資料1	1	1	a)	高度な専門研究を最先端で支え続けるフレキシビリティに富んだ施設	「将来の変化に柔軟かつ迅速に対応できる 空間・設備構成」という記述がありますが、現在、及び将来の利用者数の想定数値(特に外部からの来校者・来校率・時間帯毎の想定等のデータ)及び基本的考え方をお知らせください。	基本的考え方として、大学は、国公立大学の大学院、各省庁に附設されている政策研究所、民間のシンクタンク等との積極的な交流を図り、政策研究に関する産官学の連携機構を構築することを目指しています。
5	参考資料1	1	1	d)	災害に強く安全な都市型キャンパスの実現	「段階的なセキュリティレベルを設定し、合理的な防犯計画とします」と記述されていますが、セキュリティレベルの説明図、考え方が明示されていないのですが、説明資料を頂きたいと思えます。	段階的なセキュリティレベルという考え方として、基本的には、外部出入り口からアトリウムまでの空間をパブリックゾーン、プロジェクト研究室や教室の配置された空間をプライベートゾーン(低層棟部)、主に個室研究室群が配置された空間をプライベートゾーン(高層棟部)としていますが、将来の変化にも対応できる計画としています。
6	参考資料11	5	2	21)	熱源設備計画	下から3行目『熱源システムとしては、定常使用されるゾーンと非定常使用されるゾーンに対する熱源システムを以下のように分類して・・・』に示す、以下の分類に関して表記がないので教えて頂きたい。	熱源システムの分類は、次のとおりです。 非定常ゾーン 1F 管理ゾーン・宿泊ゾーン・厨房ゾーン 2F 高発熱ゾーン(NW機器室) 3,4F 個別研究ゾーン(Y1-2間) 5F ゼミ室・COMMONスペース 6~14F 個別研究ゾーン(Y1-2間) 定常ゾーン 上記以外
7	参考資料13	5	3	4	概算給水量	上記表中に、学生・教職員および研究者(外部)の人員が書いてありますが、外部からの来校者・来校率・時間帯毎来校者の想定等のデータがあれば頂きたい。また、来館者を含めて建物全体での時間帯毎の在館人員等のデータがあれば頂きたい。	表は、概算給水量算定上設定している数値です。
8	参考資料13	5	3	4	概算給水量	施設の性格上、外部からの来校者がいると思います。学生、教職員以外の来校者の想定人数は、概算給水量算定表に記載されている「研究者(外部)」の想定人数 746人と考えてよろしいでしょうか? 建築計画においてもこの数字がベースになっていると考えてよろしいでしょうか	表は、概算給水量算定上設定している数値です。
9	-	-	-	-	その他	『VE提案要領』に、添付の参考資料「設計コンセプト」に関する記述がございませんが、この資料の位置づけ、添付された理由等ございましたらご教示下さい。	実施設計の基本的な考え方を示すものであり、VE提案を行う上での参考資料としてください。
10	様式39~52	-	-	-	様式39から52	様式39から52において様式右上部にVE提案番号を記入するようになっていますが、それぞれの様式に記入すべき提案はVE提案(2月21日提出、3月4日採否通知)の提案項目に限定するという意味でしょうか。当方ではVE効果はなくとも国立大学施設整備事業として様式39から52の各項目において、幅広く採用される技術などの提案を行うべく検討をしております。	VE提案項目に限定するものではありません。



## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 様式集

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
1 様式 5				配置予定技術者の資格及び 工事経験	(ア)建築工事(イ)電気工事(ウ)管工事の資格要件をもつ技術者については、多数存在するものと思われませんが、かつ、(エ)の要件を満たす技術者となる場合、非常に限られるものと思われま。また、(工)の要件を満たす実績もかなり限られるものと思われませんが、参加可能な企業の調査はなされているのでしょうか。	お答えできません。
2 様式 13				VE提案書(2) 4 VE 提案の効果	[実施設計欄]と「VE提案欄」には金額を記載するものと理解しておりますが、維持管理費や光熱水費等のランニングコストについては、事業期間である13年間の計を記載するのでしょうか。それとも、入札提案書の様式41(適切な中長期修繕計画に関する提案)で30年間の中長期修繕計画の提案を求めていることから30年間の計を記載するのでしょうか。ご教示下さい。	13年間の計を記入して下さい。
3 様式 24				事業実施体制	契約の相手とは、SPCからみた相手先と理解してよいのでしょうか。また、金額は年間額が事業期間計でしょうか。個々に記載する金額については、提案時点での金額と理解してよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。金額については契約期間での額としますが、できる限り年間金額も記入してください。提案時の金額を記入して下さい。
4 様式 32				入札金額内訳書	本様式の欄外に“不動産取得税については非課税扱い”という記述があり、次いで“ただし、必要に応じ税務当局等に問い合わせのこと”との記載がありますが、これはどのように理解すれば宜しいのでしょうか。不動産取得税をコストに見込まずに提案して宜しいのでしょうか。	大学は、建設企業が建設した本施設を事業者が原始取得して大学に引き渡す場合には、不動産取得税は発生しないと考えています。詳細については、総務省自治税務局都道府県税課、東京都主税局に問い合わせの上、事業者の責任において判断して下さい。
5 様式 32				入札金額内訳書	本様式に記載する金額は税抜きと理解してよろしいのでしょうか。	消費税等相当額を含まない金額として下さい。
6 様式 35				資金調達金額	本様式に記載する金額は税抜きと理解してよろしいのでしょうか。	資金調達する金額全てを記入して下さい。
7 様式 36				長期収支計画	損益計算書には、消費税を含めずとありますが、2資金計画 残高・評価指標 国のLCCは消費税を含めた額で記載するのでしょうか。それとも全て消費税抜きと理解してよろしいのでしょうか。	損益計算書以外の表には、消費税等相当額を含めて下さい。
8 様式 36				長期収支計画	国税収入(法人実行税率27.37%および消費税4%)を記入する所は、1損益計算書の(うち国税分)と<国のライフサイクルコスト>欄の国税収入の欄と理解してよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
9 様式 39～ 52				様式右上のVE提案番号について	様式集の右上にVE提案番号記載欄がありますが、この様式自体がVE提案の一部との位置付けになるのでしょうか。それとも、この欄は必要ないものと理解してよろしいのでしょうか。	VE提案番号記載欄については、様式22下部4のとおりです。
10 様式 39～ 52					様式39～52の提案書の内容は入札金額に算入することとして宜しいか。	ご質問のとおりです。
11 様式 39～ 52					様式39～52の提案書は、効果が期待できる場合、別途工事部分のシステムを変更し、提案をして宜しいか。	大学が行う移転に伴う工事部分の変更により、大学のライフサイクルコストが増加しないものに限り提案をしてよいこととします。
12 —					提案書内に企業名の記載は可能と考えてよろしいですか。匿名とする必要がある場合には、様式毎に条件をご提示下さい。	必要最小限の企業名の記載は可能とします。

政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 設計図書

ページ	大項目	中項目	小項目	資料名	項目	質問	回答
1 A-206 特-3				意匠図	内部	壁下地凡例FW-1とFW-3はPbt12.5が下貼とあります。また、水廻りは表面材が耐水Pbt9.5になりますが、特記仕様書の内装工事 において、せっこうボードはt12.5のみで、不燃種層せっこうボードはt9.5(下張り用)、シージン'せっこうボードはt12.5(不燃)のみとなっております。凡例を正との理解で宜しいでしょうか、御指示ください。	ご質問のとおりです。
2 A-212 特-3				意匠図	内部	汚水槽の仕上において、ビット平面図ではエポキシ樹脂系カスケットとなっておりますが特記仕様書-3の塗装工事 防食塗料塗りではポリウレタン樹脂 厚さ2mm(適用箇所：汚水槽)となっております。ビット平面図を正との理解で宜しいでしょうか、御指示ください。	ご質問のとおりです。
3 A-206				意匠図	内部	可動席庫と厨房の巾木が壁同材立上げとなっておりますが、床同材立上げと読替えて宜しいでしょうか、御指示ください。	ご質問のとおりです。
4 A-222				意匠図	外部	R-3屋根で塔屋部分の水切は汎用既製品W=100との理解で宜しいでしょうか、御教示願います。	ご質問のとおりです。
5 A-222、 227、 A-513				意匠図	外部	PHR屋根の防水R-1について、防水収まりはA-513-部分詳細図D-64に依うとの理解で宜しいでしょうか、御教示願います。	ご質問のとおりです。
6 A-313、 314				意匠図	内部	階段4、5の仕上で不明な箇所があります。以下のように考えて宜しいでしょうか。 蹴上：コンクリート打放補修 手摺壁：コンクリート打放補修 手摺壁天端：コンクリート金鏝 また階段6の仕上も不明です。階段4、5と同仕上との理解で宜しいでしょうか。あわせて御教示願います。	手摺壁は化粧打放しコンクリート（A種）とします。 その他は、ご質問のとおりです。
7 A-313、 408				意匠図	内部	階段4において、3階のプランが平面詳細図と階段詳細図にて異なっております。平面詳細図を正との理解で宜しいでしょうか。また2階Y8B通りの壁が、階段詳細図では二重壁となっておりますが、平面詳細図ではなっておりません。地中ですので階段詳細図を正と考え、押出成形セメント板面のみEP-2塗として宜しいでしょうか。あわせて御教示願います。	ご質問のとおりです。
8 A-400				意匠図	内部	ゴミ置場にW=2007'レド蓋付きの側溝がありますが、側溝は防水EP外金鏝蓋はMS-10SP塗装程度との理解で宜しいでしょうか、御指示ください。	A-511図D-24による。
9 A-400 ~ 416 A-313、 314				意匠図	内部	階段4、5の壁の構造が平面詳細図では一部耐火・遮音間仕切壁とございますが、階段詳細図では全てRC壁とあり、異なっております。平面詳細図を正と考え、耐火・遮音間仕切壁として宜しいでしょうか。その場合、仕上が不明です。ボード面のみEP-2塗、コンクリート面は打放補修との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	平面詳細図を正とし、ボード面はEP、コンクリート面は、化粧打放しコンクリート（A種）とします。
10 A-430A -511				意匠図	外部	PH階平面詳細図・屋外機置場の基礎4500×350×H500についてタイフが不明です。A-511-部分詳細図D-26より、fタイフ(防水有り)との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	ご質問のとおりです。 ただし、天端は塗膜防水とします。
11 A-448、 457 A-401				意匠図	建具	S D11の型式・寸法について、建具表とキープラン、平詳とで下記のように相違しています。 ・ 建具表 W1300 親子開きフラッシュ扉 ・ キープラン 親子開き扉 ・ 平詳 W900 片開き扉 建具表を正との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	平面詳細図を正とします。

政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答(第1回) 設計図書

ページ	大項目	中項目	小項目	資料名	項目	質問	回答																																	
12	A-448 ~ 466			意匠図	建具	建具の箇所数について、キープランと建具表で下記のように相違しています。キープランを正との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。  <table border="0"> <tr> <td></td> <td>キープラン</td> <td>建具表</td> </tr> <tr> <td>・SD4</td> <td>4か所</td> <td>3か所</td> </tr> <tr> <td>・SP1</td> <td>23か所</td> <td>22か所</td> </tr> <tr> <td>・SW2</td> <td>2か所</td> <td>3か所</td> </tr> <tr> <td>・SW4</td> <td>21か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>・AW3A</td> <td>4か所</td> <td>3か所</td> </tr> <tr> <td>・AW17</td> <td>5か所</td> <td>4か所</td> </tr> <tr> <td>・AW23</td> <td>13か所</td> <td>10か所</td> </tr> <tr> <td>・AG1</td> <td>3か所</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>・AG6</td> <td>12か所</td> <td>5か所</td> </tr> <tr> <td>・SS5</td> <td>7か所</td> <td>8か所</td> </tr> </table>		キープラン	建具表	・SD4	4か所	3か所	・SP1	23か所	22か所	・SW2	2か所	3か所	・SW4	21か所	7か所	・AW3A	4か所	3か所	・AW17	5か所	4か所	・AW23	13か所	10か所	・AG1	3か所	1か所	・AG6	12か所	5か所	・SS5	7か所	8か所	ご質問のとおりです。
	キープラン	建具表																																						
・SD4	4か所	3か所																																						
・SP1	23か所	22か所																																						
・SW2	2か所	3か所																																						
・SW4	21か所	7か所																																						
・AW3A	4か所	3か所																																						
・AW17	5か所	4か所																																						
・AW23	13か所	10か所																																						
・AG1	3か所	1か所																																						
・AG6	12か所	5か所																																						
・SS5	7か所	8か所																																						
13	A-457 A-448			意匠図	建具	建具表に於いて、SD17は1Fとございますが、1Fキープランに見当たりません。X13-14 Y1A-1B、階段3 附室 - 外部間にあるSD9をSD17と読み替えて宜しいでしょうか。御教示願います。	SD17は無しとします。																																	
14	A-458 A-406 他			意匠図	建具	SD35の型式・寸法について、建具表とキープラン、平詳とで下記のように相違しています。 <table border="0"> <tr> <td>・建具</td> <td>W1300</td> <td>親子開きフラッシュ扉表</td> </tr> <tr> <td>・キープラン</td> <td>両開き扉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・平詳</td> <td>W1800</td> <td>両開き扉</td> </tr> </table> 建具表を正との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	・建具	W1300	親子開きフラッシュ扉表	・キープラン	両開き扉		・平詳	W1800	両開き扉	両開き扉(W1,800)とします。																								
・建具	W1300	親子開きフラッシュ扉表																																						
・キープラン	両開き扉																																							
・平詳	W1800	両開き扉																																						
15	A-459 A-448			意匠図	建具	建具表に於いて、SS18は1Fとございますが、1Fキープランに見当たりません。1F守衛室、SSW1の部分につくとの理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	ご質問のとおりです。																																	
16	A-468 A-301			意匠図	建具	外部サッシに付く膳板について、建具詳細図と矩計図で下記のように相違しています。 <table border="0"> <tr> <td>・建具詳細図</td> <td>アルミ結露受付</td> <td>アルミパネル2.0t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>AW4のみ</td> <td>アルミ結露受付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スチール 1.6t</td> <td>A-BE</td> </tr> <tr> <td>・矩計図</td> <td>St 1.6t</td> <td>FU</td> </tr> </table> 建具詳細図を正との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	・建具詳細図	アルミ結露受付	アルミパネル2.0t		AW4のみ	アルミ結露受付		スチール 1.6t	A-BE	・矩計図	St 1.6t	FU	矩計図を正とします。																					
・建具詳細図	アルミ結露受付	アルミパネル2.0t																																						
	AW4のみ	アルミ結露受付																																						
	スチール 1.6t	A-BE																																						
・矩計図	St 1.6t	FU																																						
17	A-505			意匠図	外部	PHR屋外機置場・目隠し壁を構成する下記の部材について仕上は素地のままとの理解で宜しいでしょうか。塗装などの仕上が必要な場合は御教示願います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・テコックルパ</li> <li>・テコックルパ 補</li> <li>・裏面遮音パ 補部分</li> </ul> ALC吸音板 t50	ALC吸音板部分は素地仕上げとし、その他は撥水剤塗布仕上げとします。																																	
18	A-513			意匠図	外部	前項、PHR屋根の防水立上りパレット・アゴ部分について、仕上をフッ素樹脂塗装との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	フッ素樹脂塗装(クリア)+C-Aとする。																																	
19	A-513			意匠図	内部	階段12の床仕上が不明です。ビニル床シートAとの理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	ご質問のとおりです。																																	
20	A-607			意匠図	外構	外構図-3 擁壁展開図で、もたれ擁壁の配筋が不明です。御教示願います。又、擁壁の仕上げは打放補修と考えて宜しいですか、御教示願います。	無筋とし、仕上げは化粧打放しコンクリート(A種)とします。																																	
21	A-608			意匠図	外構	外構図-4、舗装平面図で、図面左上部のみ隣地境界にフェンス、L=50mと明記されていますが、明記部分のみ設置と考えて宜しいですか、御教示願います。	補助12号線沿い部分にもあります(図示の通り)。																																	

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答(第1回) 設計図書

ページ	大項目	中項目	小項目	資料名	項目	質問	回答
22	A-608			意匠図	外構	外構図-4、舗装平面図で、車止めブロックの図示がありませんが、必要と考えて宜しいですか、御教示願います。又、仕様を併せて御教示願います。	すべて必要です。仕様はA-511図D-34とします。
23	A-608			意匠図	外構	外構図-4、舗装平面図で、透水性コンクリート舗装のコンクリート内に、溶接金網6-@150を必要と考えて宜しいですか、御教示願います。	不要です。
24	A-608			意匠図	外構	外構図-4、舗装平面図で、メッシュフェンスH1200のメーカー名、品番を御教示願います。	日本鋼管ライトスチール F F型H1200 指定色 同等品とします。
25	A-610			意匠図	外構	外構図-6、排水平面図で、浸透管の管廻り単粒度砕石のW×H寸法は200 の場合W750×H700とし、250 の場合はW800×H750と、径サイズ50UP分大きくなると考えて宜しいですか、御教示願います。	ご質問のとおりです。
26	A-613			意匠図	外構	外構図-9(門扉平面図)で、フェンスH1500の基礎はコンクリート製独立基礎と考えて宜しいですか、ご指示下さい。	ご質問のとおりです。
27	A-613			意匠図	外構	外構図-9(門扉平面図)で、南門のゲートがSUS既製品とございますが、メーカー名、品番を御教示願います。	四国化成工業 ユニットゲートS1型 同等品とする。
28	A-613			意匠図	外構	外構図-9(門扉平面図)で、南門 門袖の仕上げは打放補修と考えて宜しいですか、御教示願います。	化粧打放しコンクリート(A種)とします。
29	A-613			意匠図	外構	外構図-9(門扉平面図)で、南門に片開き門扉がありますが、仕様、形状、が不明です。御教示願います。	ステンレス製既製品W=1100、H=1400 四国化成工業ゲート袖門扉S1型 同等品とします。
30	特-1			意匠図	躯体	6.コンクリート工事に、「雑コン Fc18・スラブ15」とございますが、捨コン・防水押えコン・嵩上げコン全て雑コンに該当するとの理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	捨コン・防水押えコンを雑コン扱いとし、躯体と一体となる嵩上げコンは躯体と同一のコンクリートとする。
31	特-1			意匠図	躯体	6.コンクリート工事 5.混和材料に、「土に接する部分のコンクリートに防水材を配合」とございますが、使用範囲・仕様等不明です。御教示願います。	1,2階の底盤(FS記号)、土圧壁(FW記号)の部材とし、防水材の配合量は20kg/m3以上とする。
32	特-4			意匠図	外構	特記仕様書4で、車止め支柱の明記がありますが、外構図で設置か所が不明です。御教示願います。又、メーカー名、品番を併せて御教示願います。	正門及び南門道路境界沿に計28本設置し、四国化成工業DJK114c 同等品とする。
33	特-4、A-610			意匠図	外構	特記仕様書4で、U字溝グレーチング蓋の仕様が、歩行用と、T-14用と明記がありますが、排水平面図のグレーチングは全て、T-14用と考えて宜しいですか、御教示願います。	ご質問のとおりです。
34	A-300 - 306 S- 150			意匠図・構造図	躯体	F S底盤レベルが、矩計図と基礎伏図で異なります。全て基礎伏図を正との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	ご質問のとおりです。
35	A-305 S- 150			意匠図・構造図	躯体	矩計図-6において、E Vビット廻りFG6Aの天端レベルが1FL-500と記されていますが、Y3通り軸組図では1FL-1860と異なります。矩計図-6を正との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	構造図を正とします。

政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 設計図書

ページ	大項目	中項目	小項目	資料名	項目	質問	回答
36	特-1、S-103			意匠図・構造図	躯体	基礎伏図において、Y1/X5～X13間に、コンクリート充填とございますが、耐圧版上から1階床まで充填との理解で宜しいでしょうか。また、充填コンクリートFc18-15-25とは、ｽﾗﾌﾞ 15～25流動化コンクリートと考えて宜しいでしょうか。御教示願います。	充填範囲はご質問のとおりです。Fc18-15-25とは、コンクリート強度18N/mm2、ｽﾗﾌﾞ 15cm、粗骨材25mmとします。
37	A-206			建築一般図	内部	内部仕上表において、1階多目的会議室の巾木に壁同材とございますが、壁はEP+塗装下地用加工とあります。巾木はワ1巾木H60との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	壁木UC H = 100とします。
38	A-206 A-207			建築一般図	内部	内部仕上表において、1階廊下とアトリの壁仕上が異なりますが、X5通りにて仕上を見切るとの理解で宜しいでしょうか。その場合、見切縁等は必要でしょうか。見切り縁の仕様・詳細を併せて御教示願います。	ご質問のとおりです。なお、クロス面をX5柱型より面落とし、見切り不要とします。
39	A-206、 207、 A-441			建築一般図	内部	内部仕上表において、1階廊下の天井仕上が有孔CA16+GW150とあり、アトリの天井仕上はEP+9.5+12.5とございますが、天井伏図では廊下・アトリ共にEP-2+有孔CA16+GW150とあります。天井伏図を正との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	仕上表を正とします。
40	A-206、 442 A-518、 519			建築一般図	内部	1階多目的会議場の天井について、下記を御教示願います。 1) 天井 吸音(反射)パネルの天井高さはCH6950との理解で宜しいでしょうか。 2) キットワークの範囲を御教示願います。(すのこ天井のことでしょうか) 3) 仕上表において、一部化粧石膏ボードt25とございますが、範囲を御教示願います。 4) 廻り縁：不燃人造木材のメーカー・品番などありましたら御教示願います。 5) 可動席庫脇の2階ｽﾗﾌﾞ 下天井は直天(コンクリート打放)との理解で宜しいでしょうか。	1) 下端をPC梁下端に合せ、水平角は各々のパネルごとに違える。 2) すのこ天井を示す。 3) A-407図のとおりとする(X2～X3ｽﾗﾌﾞ 下部異色は黒色の誤り) 4) 日東紡ファイヤーロック同等とする。 5) ご質問のとおりです。
41	A-206A-401			建築一般図	内部	1階多目的会議場の壁において、下記のような相違がみられます。仮定の様に考えて宜しいでしょうか。御教示願います。 ・ 仕上表：不燃化粧単板t10(ミヤイトt10+初仕上板t20.3+ウレタンアツカ) ・ 1階平面詳細図：化粧石膏ボードt25+PBt9.5、FW14(ケイカルt8+PBt12.5)、一部FW3(PBt9.5+12.5) ・ 2階平面詳細図：FW14(ケイカルt8+PBt12.5)又は、FW12(有孔ケイカルt8+GWt25) (仮定) ・ 下部壁(H<4000)：ウレタンアツカ+不燃化粧単板(ミヤイト)t10+初仕上板t20.3+LGS ・ 上部壁(H>4000)：FW14(ケイカルt8+PBt12.5)又は、FW12(有孔ケイカルt8+GWt25)+LGS 又、上記の場合、下記について御教示願います。 1) 下部壁と上部壁の取合部の見切縁の仕様・詳細・塗装 2) 下部神部(ミヤイト)の出隅見切の仕様・詳細・塗装 3) 下部神部(ミヤイト)の壁小口枠の仕様・詳細・塗装 4) 下部壁と巾木の納まり詳細 5) 上部壁 ケイカル板の程度(化粧ケイカルでしょうか)展開図がありましたら御教示願います。	仕上げは仕上表に、下地は平面詳細図及び展開図(A-407)を正とします。なお、A-407図B展開FW-12部は、化粧単板共、有孔とします。また、1)～5)の質問については次のとおりです。 1) A-407図による。 2.3) A-407図部分詳細に準じる。 4) 入巾木(チリ10mm程度)とする。 5) A-407図による。
42	A-401			建築一般図	内部	1階多目的会議場において、段壁(吸音壁)の裏のRC壁(柱含)はコンクリート打放補修仕上と考えると宜しいでしょうか。御教示願います。(二重壁部はグラスウールt25)	化粧打放し仕上げとします。
43	A-401			建築一般図	内部	平面詳細図において、1階多目的会議場の控室廊下への出入口(SD27)にW850程度の開口枠がありますが、仕様・詳細を御教示願います。	不燃化粧単板+FW-14(大枠はなし)とします。
44	A-401			建築一般図	内部	1階多目的会議室前室の天端(屋根)の仕様・詳細を御教示願います。	CK-Aとする。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 設計図書

ページ	大項目	中項目	小項目	資料名	項目	質問	回答
45	特-3、A-206、401			建築一般図	内部	1階可動席庫の床仕上げが、仕上表では防塵塗装とございますが、平面詳細図では合成樹脂塗床とあります。また、特記仕様書で防塵塗装は汚水槽に使用とあります。1階可動席庫の床仕上げは、合成樹脂塗床(珪砂系 防滑)との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	仕上表を正とします。
46	A-300A-513			構造図	外部	屋上、押えコンクリート内のワイヤメッシュについて矩計図は 3.2-75×75、部分詳細図は 6-100×100を示しています。 6-100×100を正との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	ご質問のとおりです。
47	S-102 S-103			構造図	躯体	X5/Y5・X5/Y6の基礎F8・F7基礎底レベルが前出質疑よりT.P.+18,590、杭頭レベルがS-102図よりT.P.+18,490、と基礎と杭が納まらないので、杭頭レベルはT.P.+18,740(基礎底+150)との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	T.P.+18,490とします。
48	S-102 S-103			構造図	躯体	基礎伏図において、X14/Y1Aの基礎F9底レベルがT.P.+18,750とございますが、杭頭レベルはT.P.+18,700とあり納まらないので、杭頭レベルはT.P.+18,900(基礎底+150)との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	ご質問のとおりです。
49	S-103			構造図	躯体	基礎伏図の基礎底レベルにて、1FL-3,610(T.P.+18,500)、1FL-4,710(T.P.+17,740)とございますが、1FL=T.P.+22,200から1FL-3,610(T.P.+18,590)、1FL-4,710(T.P.+17,490)と読み替えて宜しいでしょうか。御教示願います。	1FL-3,610(T.P.+18,500)は1FL-3,860(T.P.+18,340)に訂正し、1FL-4,710(T.P.+17,740)は1FL-4,710(T.P.+17,490)に訂正します。
50	S-103 S-140 S-145			構造図	躯体	下記基礎大梁の天端レベルが、基礎伏図と軸組図とで異なります。全て基礎伏図を正との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。 通り名 梁符号 伏図 軸組図 X14/Y1～Y2 FG114 1FL-600 1FL±0 X2/Y3～Y4 FG111B 1FL-50 1FL-10 X3/Y3～Y4 FG111B 1FL-50 1FL-10 X4/Y3～Y4 FG111B 1FL-50 1FL-10 X5/Y3～Y4 FG111B 1FL-50 1FL-10 ( 地中梁下端レール及び梁成より)	ご質問のとおりです。
51	S-103 S-151			構造図	躯体	基礎伏図において、Y6/X11～X12間にFG10がありますが、Y6通り軸組図ではFG7と異なります。Y6通り軸組図を正との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	FG10とします。
52	S-105 S-153			構造図	躯体	2階Y8B/X2～X9間の壁符号が、伏図と軸組図で異なります。軸組図を正(FW30A)との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	ご質問のとおりです。
53	S-107、108 S-151			構造図	躯体	4階～5階伏図において、Y6/X12～X13間にスリットがありますが、Y6通り軸組図ではありません。Y6通り軸組図を正との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	4階～5階、Y6/X12～X13間は全面W16の壁とし、柱際、梁上の3辺にスリットを配置することとします。
54	S-108 S-151			構造図	躯体	5階伏図にて、Y6/X12～X13間に、壁W16がありますが、Y6通り軸組図ではありません。5階伏図を正との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	ご質問のとおりです。
55	S-109 S-151			構造図	躯体	下記梁符号が、6階伏図と軸組図とで異なります。全て伏図を正との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。 通り名 伏図 軸組図 X8/Y3～Y4 G154 G153 Y6/X10～X11 G57 G57A	X8/Y3～Y4はG154とし、Y6/X10～X11はG57Aとします。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 設計図書

ページ	大項目	中項目	小項目	資料名	項目	質問	回答
56	S-112 S-127			構造図	躯体	PHFL+1600伏図において、スラブS2がありますが、デッキスラブ（フラットデッキt=0.8）との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	ご質問のとおりです。
57	S-118			構造図	躯体	柱断面リスト・共通事項に、フープはスパイラルフープとさせていただきますが、ブレース(V1・V2)もスパイラルフープとの理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	ご質問のとおりです。
58	S-118 ・ 119			構造図	躯体	柱リストにおいて、仕口部フープ筋が不明です。全てD13-φ150との理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	ご質問のとおりです。
59	S-130			構造図	躯体	柱姿図にて、X10通り図（節ジョイント部H900現場打ちコンクリートFc60）はX5・X6通りのC2柱のみ、C2以外（C1・C1A・C3・C4・C8）はX11通り図のジョイントとの理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	C1、C1A、C2はX10通りに示すジョイントとし、C3、C4、C8はX11通りに示すジョイントとします。
60	S-159			構造図	躯体	壁筋のSRC柱・SRC梁への定着は、全て折り曲げタイプとの理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	各部材断面の寸法、寄り、鉄筋の納まりにより決定するものとします。
61	?			文部科学省 建築工事標準仕様書	躯体	コンクリート強度Fc30以上の鉄筋継手と定着の長さが不明です。Fc27に倣うとの理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	文部科学省建築工事標準仕様書（平成14年度版）表5.3.3によります。
62	?				外構	特記なき場合の外構の工作物のコンクリートを下記と考慮して宜しいでしょうか。 Fc21 S18	文部科学省土木工事標準仕様書（平成14年度版）によります。
63	?				建築一般図	維持管理業務において資機材及び消耗品類を保管する倉庫、並びに清掃控室等管理用の施設が設計図上確保されておられません。最低限のスペースの確保が必要と思われませんが。	1階の外注控室、会議室、SPC事務室、施設予備品庫を想定しています。
64	A-200 A-608				外構	配置図において、駐輪場1,2,3とありますが、駐輪機、上屋は特に必要ないものと考えて宜しいでしょうか。必要とする場合は詳細、メーカー名、品番をご指示下さい。又、外構図-4（舗装平面図）において、駐輪場-1のみレーンマークが有りませんが他と同様に必要と考えて宜しいでしょうか。	すべてご質問のとおりです。
65	A-208				内部	「2階 集密書庫」の備考欄に、「電動書架、レール共別途工事」とありますが、維持・管理も含めて、別途工事と考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
66	A-208 442				内部	天井仕上りが下記のように相違します。全て仕上表を正と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。 ・2F図書館長室 仕上表：リブ付岩綿吸音板t15+PBt9.5 天井伏図：無機質壁紙 PBt9.5 ・2F図書館 仕上表：岩綿吸音板t12+PBt9.5 /EP-2 PBt12.5貼分 天井伏図：リブ付岩綿吸音板t15+PBt9.5 /EP-2 PBt9.5+12.5貼分	2階図書館長室は仕上表を正とし、2階図書館は天井伏図を正とします。
67	A-209				内部	3F仕上表に応接室とありますが、図面に応接室は見当たりません。仕上表の応接室は不要と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。又、同仕上表に役員室1・2、役員室1～3とありますが、仕上表の内容は同じです。又、図面に役員室1～3の各1部屋づつです。仕上表の役員室1・2は不要と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	ご質問のとおりです。

政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 設計図書

ページ	大項目	中項目	小項目	資料名	項目	質問	回答
68	A-209・301・411・443				内部	天井仕上が下記のように相違します。全て仕上表を正と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。 ・3Fコモンルーム 仕上表・矩計図：岩綿吸音板 t12 + P B t9.5 天井伏図：E P - 2 P B t9.5 + 12.5 ・3F事務局会議室 仕上表：岩綿吸音板 t12 + P B t9.5 天井伏図：無機質壁紙 P B t9.5 ・3F役員室 - 3 仕上表・天井伏図：リブ付岩綿吸音板 t15 + P B t9.5 矩計図・展開図：岩綿吸音板 t12 + P B t9.5	ご質問のとおりです。
69	A-222, 223, 312				構造	屋上R-1の下記について御指示下さい。 ・パラペット笠木はアルミt2.5曲加工アルマイト・マット仕上と考えて宜しいでしょうか。 ・笠木下部スチール幕板はt1.6 FU塗と考えて宜しいでしょうか。 ・床仕上は屋根伏図に依り押しコンクリート金鍍仕上と考えて宜しいでしょうか。	A-513、D-64図に依ります。ご質問のとおりです。ご質問のとおりです。その他、A-501.505.506図を参照してください。
70	A-222, 305				外部	EVシャフト屋根アルミ笠木W300,400はt2.5曲加工アルマイトマット仕上と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。又、矩形図-6に屋上床仕上が保護モルタルとありますが屋根伏図に依り防水押しコンクリート金鍍と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	ご質問のとおりです。
71	A-300				外部	外壁フッ素樹脂塗装吹付（クリア）の品番がわかりましたら御指示下さい。	旭コートアンドレジン ポンフロン同等品とします。
72	A-300, 513				外部	屋上防水押しコンクリート内ワイヤーメッシュの仕様が相違しています。 ・矩形図-1 : 3.2 75×75 ・部分詳細図-14 : 6 100×100 部分詳細図-14を正と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	ご質問のとおりです。
73	A-301				内部	落下防止手摺の仕上が下記のように相違します。S O P仕上と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。  矩計図（図面左側） S t 3 8 F U 矩計図（図面右下） S t 3 8 S O P	ご質問のとおりです。
74	A-301・512				内部	膳板・ブラインドボックスの仕上が下記のように相違します。全てS O P仕上と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。 膳板 矩計図（図面左側） S t - 1 . 6 加工 F U 矩計図（図面右下） S t - 1 . 6 加工 A - B E ブラインドボックス 矩計図（図面左側） S t P L - 1 . 6 加工 A - B E 部分詳細図（D - 4 7） P L - 1 . 6（O P）	s t - 1.6加工A-BEとします。
75	A-301他				内部	外壁廻りの断熱材が矩計図で梁型には使用してありませんが、柱型はFW-1・2である事より、柱型に断熱材は必要と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	ご質問のとおりです。
76	A-302, 507				外部	ステンレス葺き屋根下部梁天端アルミ笠木の仕様が相違しています。 ・矩形図-3：t2.5アルマイト仕上 ・部分詳細図-8：t2.0電解2次着色 矩形図-3を正と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	A-507図を正とします。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 設計図書

ページ	大項目	中項目	小項目	資料名	項目	質問	回答
77	A-303				外部	ドライエリアの下記について御指示下さい。 ：Y8A～Y8B間ドライエリア落下防止グレーチングの品番がわかりましたら御指示下さい。	カネソウ 床板用グレーチングノンスリップタイプD1-25同等品とします。
78	A-304, 507				外部	ステンレス葺き屋根の下記について御指示下さい。 ：横樋立上り部笠木はステンレスt1.0と考えると宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
79	A-312				外部	階段詳細図-2 RFL屋上立上り外壁取り合い部水切金物はアルミt2.5曲加工アルマイトマット仕上と考えると宜しいでしょうか。御指示下さい。	ご質問のとおりです。
80	A-407				外部	2階平面詳細図-4でX10,12/Y6通テラコッタルーバー内RC壁仕上はコンクリート打放し補修仕上と考えると宜しいでしょうか。御指示下さい。	化粧打放しコンクリート（A種）とします。
81	A-417 他				内部	外部サッシ～間仕切の取合金物の仕様が不明です。御指示下さい。	別図（サッシ取り合い）のとおりです。
82	A-420, 501				外部	屋外機置場の下記について御指示下さい。 ：部分詳細図-2 断面詳細図に、2種類ありますが、平面での範囲分けが判然としません。それぞれの範囲をご指示下さい。 ：部分詳細図-2 テラコッタルーバー裏セメント板の仕上は不要と考えると宜しいでしょうか。御指示下さい。 ：上記裏ALC吸板板t50の品番等を御指示下さい。 ：部分詳細図-2 10FL梁上アルミ笠木はt2.5アルマイトマット仕上と考えると宜しいでしょうか。御指示下さい。 ：6階平面詳細図-1に記入のある手摺の詳細を御指示下さい。 ：床グレーチングの品番がわかりましたら御指示下さい。	Y2東側のみ（左平面図上部に記載）。 撥水剤吹き付け。 クリオンシズカライト同等品。 ご質問のとおりです。 A-504図屋外仕様に倣う。 カネソウ 床板用グレーチングノンスリップタイプD1-25同等品。
83	A-430				外部	PH階平面詳細図屋外機置場機械基礎はアスファルト防水立上げ、天端塗膜防水と考えると宜しいでしょうか。御指示下さい。	A-511図、D-26、Fタイプとし、天端は塗膜防水とします。
84	A-458				建具	S D - 6 9 は姿図記号 B - 1 でガラスが入ると思われますが、建具表に指示がありません。F L 6 と考えると宜しいでしょうか。御指示下さい。	FL5、400 とします。
85	A-460				建具	L S D - 4 0 は姿図参照とありますが、見当りません。L S D - 3 0 の姿図に倣うと考えると宜しいでしょうか。又、L S D - 3 0 のH寸法は、姿図2600、建具表2100で相違します。建具表を正と考えると宜しいでしょうか。御指示下さい。	LSD-40は、ご質問のとおりです。 LSD-30は姿図を正とします。 またLSD-30、LSD-40ともW=900とします。
86	A-462				建具	A W - 2 2、2 2 乙は2 F が H = 3 7 2 5 で寸法が違ってくるため A W - 2 2 : H 3 8 0 0、A W - 2 2 A : H 3 7 2 5 A W - 2 2 乙 : H 3 8 0 0、A W - 2 2 乙 A : H 3 7 2 5 と符号を讀替えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	ご質問のとおりです。
87	A-462, 463				建具	S W - 5、6 は、A - 4 6 2、4 6 3 図にそれぞれあります。A - 4 6 3 図の S W - 5、6 を S W - 5 A、S W - 6 A と讀替えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	ご質問のとおりです。 同様にA-449図多目的会議室SW-5、SW-6も読替えるものとします。

## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 設計図書

ページ	大項目	中項目	小項目	資料名	項目	質問	回答
88	A-513				外部	屋上立上りアゴの仕上は塗膜防水（X2,シルバ）と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	フッ素樹脂塗装（クリア）+C-Aとします。
89	A-607				外構	もたれ擁壁の配筋が不明です。ご指示下さい。	無筋とします。
90	A-607				外構	間知石積み擁壁に水抜きパイプの様なものがありますが、VP 100@1,000と考えて宜しいでしょうか。	擁壁は全てVP75 を2mにつき1カ所設けることとします。
91	A-607				外構	逆L型擁壁の基礎下は下記と考えて宜しいでしょうか。 捨てコンクリート t50 基礎材 t200	ご質問のとおりです。
92	A-607 A-613				外構	下記の擁壁の仕上げが不明です。コンクリート打ち放し及びコテと考えて宜しいでしょうか。 逆L型擁壁 もたれ擁壁 逆T型擁壁 南側門 門袖	すべて化粧打放しコンクリート（A種）とする。
93	A-608				外構	点字ブロックの誘導用、注意喚起用について仕様をご指示下さい。	磁器点字タイル、裏面コンクリート付（既製品）とします。
94	A-608, 511				外構	駐車スペースの車止めが平面図上で身障者用駐車場しか記載がありませんが、その他の駐車場（西側）には必要ないのでしょうか。ご指示下さい。又、車止めの詳細は、A-511図・D34としてよろしいですか。	すべて必要です。また、詳細はご質問のとおりです。
95	A-608 A-609				外構	敷地南側の植栽範囲内において、舗装、植栽のどちらの表示もない部分がありますが、整地のままと考えて宜しいでしょうか。	種子吹付けとします。
96	A-608 A-613				外構	下記のフェンスについてメーカー名、品番をご指示下さい。 外構図-4（舗装平面図） ：メッシュフェンスH1200 外構図-9（門扉平面図） ：フェンスH1500	メッシュフェンス：日本鋼管ライトスチール F F型H1200 指定色 同等品とします。 フェンスH1500：正門ゲートに準じます。
97	A-610				外構	東側の2ヶ所の出入口に円形の樹が1ヶ所ずつありますが、仕様、形状寸法が不明です。詳細図をご指示下さい。	汚水樹とします。
98	A-610				外構	区道補助12号線にある既存公設樹、取付管撤去の後、同仕様ものを復旧するものと考えて宜しいでしょうか。	新設樹～本管への接続までを行うものとし、仕様はA-610図によるものとします。
99	A-610				外構	排水平面図において詳細にある浸透樹は浸透管、U型側溝の両方につく集水樹と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
100	A-610 A-400				外構	U字側溝、集水樹において、1階平面詳細図と下記の様相違しております。外構図を正として宜しいでしょうか。 <U字側溝> 外構図（A-610）：W220×H280 1階平面詳細図（A-400）：W300×H400 <集水樹> 外構図（A-610）：500（600） 1階平面詳細図（A-400）：450×450×H500	ご質問のとおりです。



## 政策研究大学院大学施設整備等事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答(第1回) 入札説明書等 訂正事項一覧

資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	訂正内容	旧	新
1 入札説明書	12	14			競争参加資格について(追記)	次のいずれかに・・・競争参加資格のない者に該当する。	次のいずれかに・・・競争参加資格のない者に該当する。 本事業の落札者の決定は、平成15年4月末を予定しているため、7(2)、(3)アの認定等は、平成15年度において有効なものでなければ、7に掲げる競争参加資格のない者に該当することとなるので、その点に十分留意し、所定の手続きを行うこと。
2 設計図書	A-461				AW-14,15 飛散防止フィルムの追加	(備考欄) 枠見込み:100、TD-9参照	(備考欄) 枠見込み:100、飛散防止フィルム(不透明)、TD-9参照
3 設計図書	S-102				X7,Y6の杭記号を明記及びY6からの杭芯離れ訂正	杭記号:不明 Y6からの杭芯離れ:925	杭記号:P 3 M Y6からの杭芯離れ:1,050 (別図<構造図訂正.pdf> 部分参照)
4 設計図書	S-113				杭リストの訂正		別図<構造図訂正.pdf> 部分参照
5 設計図書	S-128				X13通り、RC、S取合い詳細図を追加		別図<構造図訂正.pdf> 部分参照
6 設計図書	S-128				鉄骨間柱 柱脚納まり詳細図を追加		別図<構造図訂正.pdf> 部分参照
7 設計図書	S-128				SP1のアンカーボルト長さを明記		L=700とする。
8 設計図書	S-145 S-147 S-148				鉄骨ジョイント部の追加		別図<構造図訂正.pdf> 部分参照
9 設計図書	S-162				PC梁取合い部を追加		別図<構造図訂正.pdf> 部分参照
10 設計図書	M-04				受水槽寸法変更	TW - 1 受水槽寸法 2,000×4,000×2,000h 中仕切り 4,000×2,000	TW - 1 受水槽寸法 5,000×3,000×3,000h 中仕切り 5,000×3,000
11 設計図書	M-04				ポンプユニット給水量変更	PW - 1 上水給水ポンプユニット 給水量 600lit/min	PW - 1 上水給水ポンプユニット 給水量 700lit/min
12 設計図書	M-04				ポンプユニット給水量変更	PW - 1 中水給水ポンプユニット 給水量 1,200lit/min	PW - 2 中水給水ポンプユニット 給水量 1,100lit/min
13 設計図書	M-05 M-16				給水管径変更	上水給水管 高層棟12,13階立主管40A、14階以降25Aにて塔屋消火水槽に接続	上水給水管 高層棟12階立主管以降50Aに増径し、塔屋冷却塔補給水配管40A二ヶ所及び消火水槽に25Aにて接続
14 設計図書	M-05 M-16				給水管径変更	中水給水管 14階以降50Aにて塔屋冷却塔補給水管40A二ヶ所に接続	中水給水管 14階立シャフト以降の冷却塔補給水管50Aは中止。立管50A頂部に自動エア抜き弁・仕切弁設置。